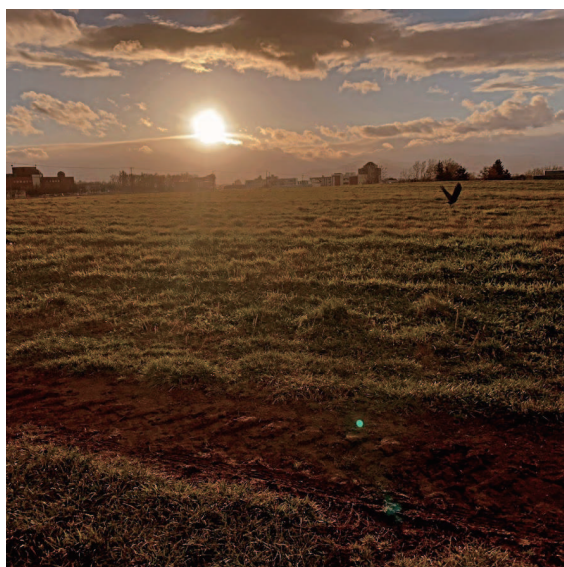


江別の都市計画

— City planning for EBETSU —
2025



第3回えべつ都市景観フォトコン入賞作品—都市景観フォトコン賞—



江別市



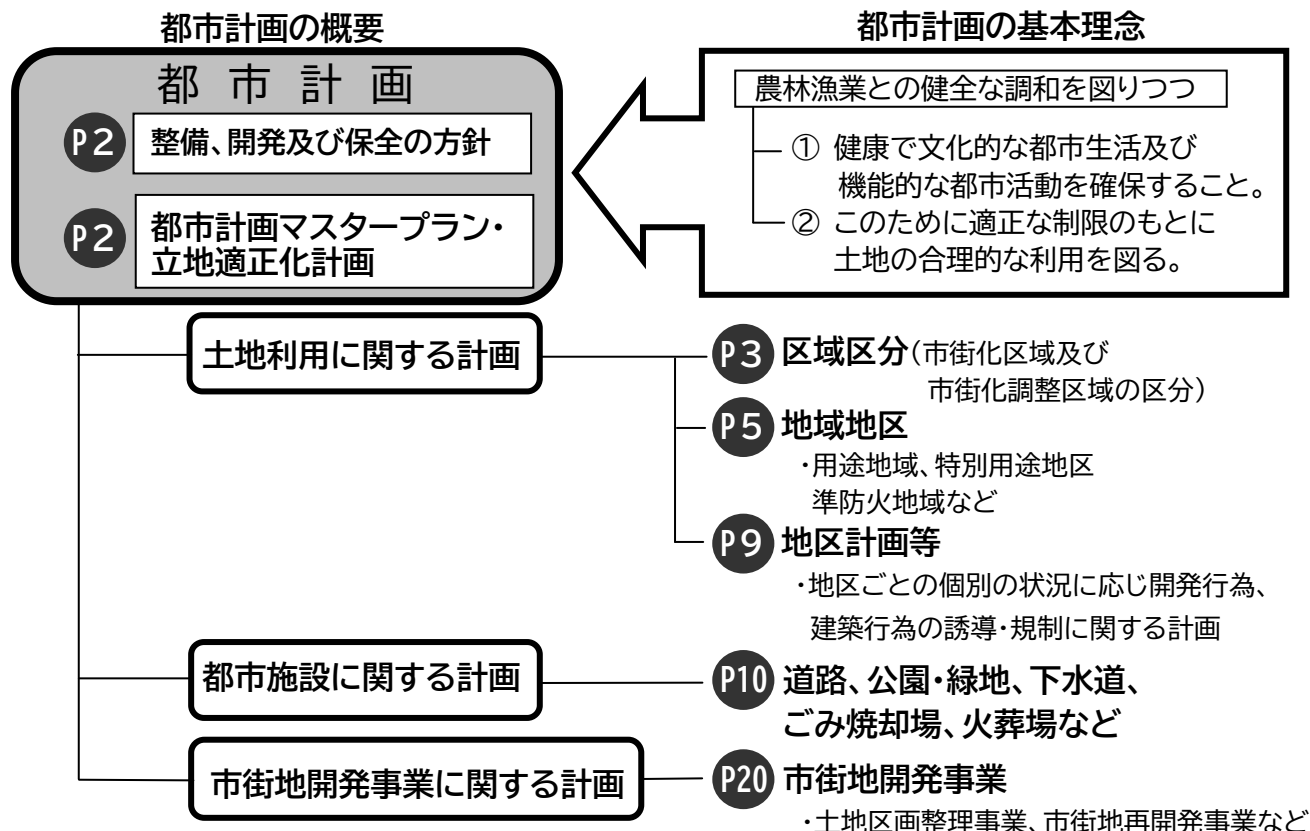
江別の都市計画 2025 目次

江別の都市計画

01.	都市計画とは	1
02.	都市計画区域	1
03.	都市計画マスタープラン・立地適正化計画	2
04.	区域区分	3
05.	地域地区	5
06.	地区計画	9
07.	都市施設	10
08.	市街地開発事業	20
09.	開発許可制度	21
10.	江別市立地適正化計画	23
11.	都市計画の決定手続き	25
12.	江別市都市計画審議会	26
13.	都市計画提案制度	26
14.	都市計画決定の経過	27

01 都市計画とは

都市計画は、まちづくりの基本的な構想(江別市の総合計画など)に基づき、土地の利用、建物の建て方のルール、道路や公園などの計画を総合的・一体的に定めるものです。この計画に基づいて、まちづくりを規制・誘導するとともに、道路、公園、下水道、土地区画整理事業などの事業を実施して、住み良いまちづくりを行います。



この都市計画の内容、法定の手続、都市計画の制限や事業などについて定めているのが都市計画法で、国土利用計画法、農振法(農業振興地域の整備に関する法律)などの他の土地関係法令とも密接な関連があります。

02 都市計画区域

都市計画区域とは健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法の規定が適用される区域のことです。

- ・自然環境や社会環境などから、一体の都市として総合的に開発したり保全したりする必要のある区域が指定されます。
- ・札幌圏都市計画区域は、札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市の5市で構成されています。

区 域 名	市 名	都 市 計 画 区 域(決 定 事 項)			
		当 初 指定年月日	最 終 決定年月日	行政区域 の 範 囲	面 積 (ha)
札 幌 圏 都市計画区域	札 幌 市	T12. 7. 1	R3. 3.23 (道)第230号	一 部	57,584
	小 樽 市	T12. 7. 1		一 部	910
	江 別 市	S19. 5.20		全 部	18,738
	北広島市	S41. 3.20		全 部	11,905
	石 狩 市	S41. 3.20		一 部	9,493
計					98,630

■都市計画区域の変遷

名 称	告示年月日	告示番号	備 考
江別都市計画区域	S19. 5.20		当初決定(区域不明)
変更については詳細不明			
札幌圏都市計画区域	S44.12.26	(道)第2374号	江別市全域を指定
	S60. 3. 7	(道)第326号	※小樽市、石狩町区域の変更
	H19. 3.27	(道)第210号	※札幌市区域の変更
	R 3. 3.23	(道)第230号	※各市区域の変更

03 都市計画マスタープラン・立地適正化計画

都市の将来目標や整備方針を具体的、総合的に定め、全体が秩序立って進んでいくための基本方針として、**都市計画のマスタープラン**を策定しています。

北海道が札幌圏など都市計画区域ごとについて定める「**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**」と江別市が定める「**江別市都市計画マスタープラン**」の2つがあります。

① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、札幌圏都市計画区域について、将来の姿を展望しつつ令和12年(2030年)の姿を想定し、土地利用、都市施設等の都市計画決定の方針を定めたものです。

今後決定される個々の都市計画は、この方針に即したものでなければなりません。

告示年月日	告示番号	備 考
平成16年 4月 6日	(道) 第390号	当初決定
平成19年 3月27日	(道) 第211号	変 更
平成22年 4月 6日	(道) 第302号	第1回見直し
令和 3年 3月23日	(道) 第230号	第2回見直し

② 江別市都市計画マスタープラン(市町村マスタープラン)

江別市都市計画マスタープランは、都市計画区域マスタープランと整合を図りながら、江別市が定めるマスタープランです。

この市町村マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村がその創意工夫のもとに住民の意見を反映しながら定めるマスタープランです。

③ 立地適正化計画

立地適正化計画とは、医療、介護福祉、商業等の都市機能、居住を誘導・集約させ、公共交通等のアクセス性を向上させることなどにより、持続可能なまちづくりを推進するものです。

都市計画マスタープランの一部とされる立地適正化計画を、都市再生特別措置法に基づき策定します。詳細については23ページをご覧ください。

04 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)

札幌圏などの大都市及びその周辺の都市においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分しています。

市街化区域……既に市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を促進していく区域

市街化調整区域……基本的に市街化を抑制する区域

なお、この区域区分は、基礎調査(都市計画法第6条)の結果及び将来の見通しのうえに立って、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされています。

区 域 名	構成市	区域区分 最終変更 年月日	面 積 (ha)		
			市街化区域	市街化調整区域	計
札 幌 圏 都市計画区域	札 幌 市	R3.3.23 (道)第230号	25,034	32,550	57,584
	小 樽 市		440	470	910
	江 別 市		2,938	15,800	18,738
	北広島市		1,765	10,140	11,905
	石 狩 市		2,786	6,707	9,493
計			32,963	65,667	98,630

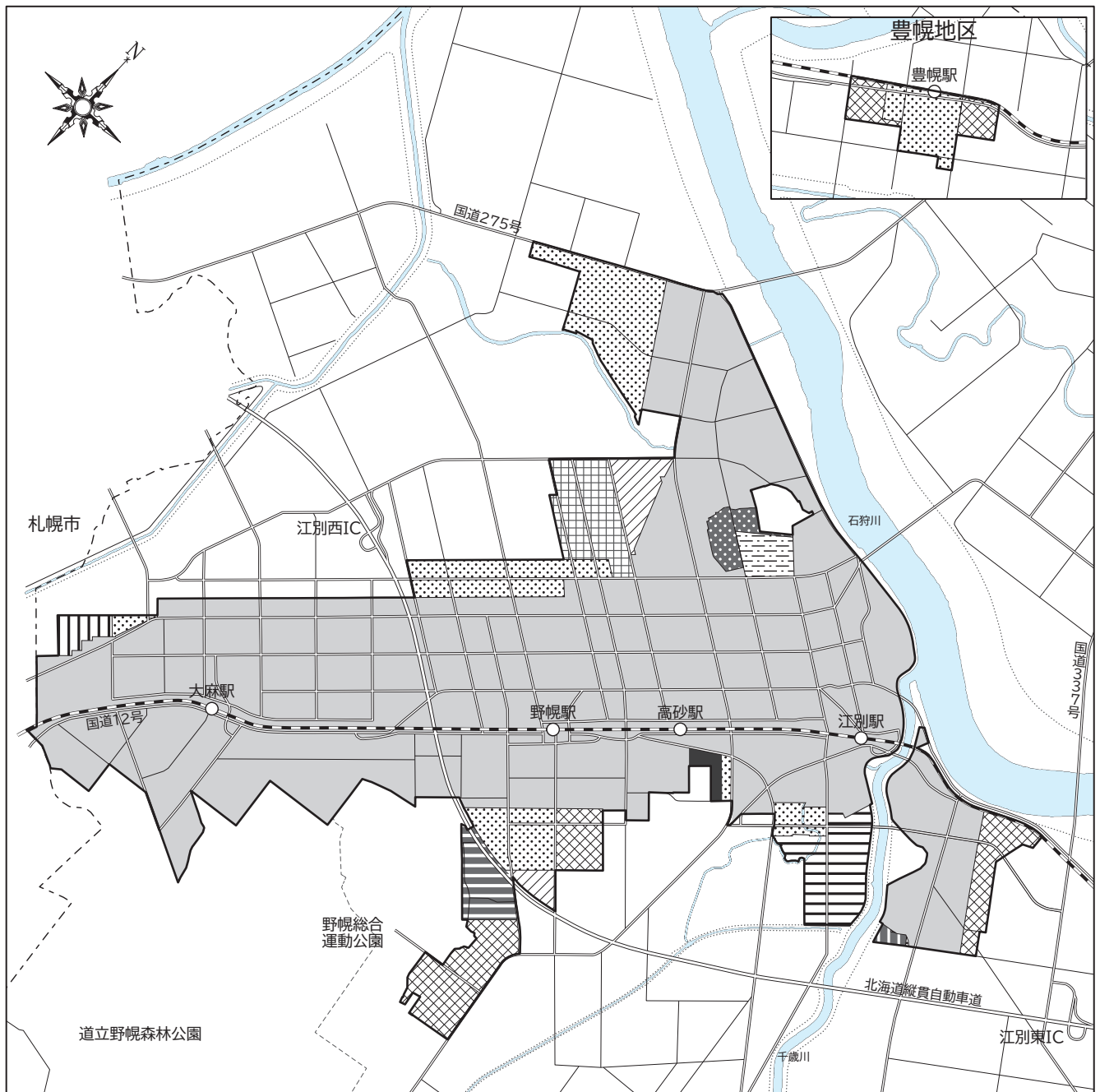
江別市における市街化区域及び市街化調整区域の経過

告 示		面 積 (ha)			備考
年 月 日	告示番号	市街化区域	市街化調整区域	計	
昭和45年 7月27日	(道) 第1895号	2,210	16,673	18,883	当初決定
昭和53年 6月26日	(道) 第2013号	2,460	16,423	18,883	第1回見直し
昭和60年 3月 7日	(道) 第 327号	2,525	16,358	18,883	第2回見直し
昭和62年 3月30日	(道) 第 446号	2,563	16,320	18,883	変 更
平成 3年 3月28日	(道) 第 451号	2,727	16,156	18,883	第3回見直し
平成 4年10月16日	(道) 第1628号	2,749	16,134	18,883	変 更
平成 5年 9月14日	(道) 第1435号	2,820	16,063	18,883	変 更
平成 6年 3月29日	(道) 第 470号	2,889	15,866	18,755	変 更
平成 9年 3月28日	(道) 第 460号	2,905	15,850	18,755	変 更
平成10年 3月31日	(道) 第 461号	2,905	15,850	18,755	第4回見直し
平成11年 5月 7日	(道) 第 792号	2,909	15,848	18,757	変 更
平成12年 3月31日	(道) 第 569号	2,930	15,827	18,757	変 更
平成16年 4月 6日	(道) 第 391号	2,930	15,827	18,757	第5回見直し
平成19年11月 6日	(道) 第 705号	2,939	15,818	18,757	変 更
平成22年 4月 6日	(道) 第 302号	2,938	15,819	18,757	第6回見直し
令和 3年 3月23日	(道) 第 230号	2,938	15,800	18,738	第7回見直し

注：第4回及び第5回見直し時には、市街化区域に編入した箇所はありません。

第7回見直し時には、近年の測量精度向上に伴う、都市計画区域面積の精査が行われた。

市街化区域変遷図



市街化区域編入年月日	
	昭和45年 7月27日
	昭和53年 6月26日
	昭和60年 3月 7日
	昭和62年 3月30日
	平成 3年 3月28日
	平成 4年10月16日
	平成 5年 9月14日
	平成 6年 3月29日
	平成 9年 3月28日
	平成11年 5月 7日
	平成12年 3月31日
	平成19年11月 6日
図面未表示	平成22年 4月 6日
図面未表示	令和 3年 3月23日

05 地域地区

地域地区は、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことにより、土地の健全かつ合理的な利用を誘導するものです。

江別市では、3種類の地域地区が定められています。

① 用途地域

良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を図るため、市街化区域全域に定めています。(P6、7参照)

規制内容・・・建築物の用途、容積率、建蔽率、高さ、外壁後退距離など(P8参照)

② 特別用途地区

・文教地区

江別市では大学、高校、教育研究所等が立地している文京台及びその周辺地域の良好な環境を保護するため、約330haを文教地区に指定しています。

告示年月日	告示番号	面積(ha)	位置	制限の概略
S46. 7.28	(市)第22号	347	文京台地区一帯 野幌若葉町の一部	風俗営業施設・旅館・工場等の建設
S54.12.22	(市)第55号	330	//	//

・特別工業地区

江別市では公害防止の観点から工業の種類、規模を制限する必要がある対雁地区の一部に、工業地としての土地利用の適正化かつ効率化を図るため、特別工業地区を約28ha指定しています。

告示年月日	告示番号	面積(ha)	位置	制限の概略
H 4.10.16	(市)第80号	28	対雁の一部	住宅・学校・旅館等の建設

③ 準防火地域

高密度に建物が建ち並び、人が多く集まる区域や火災の発生しやすい危険区域については、大火を防ぐ必要があります。江別市においては、商業地域および近隣商業地域を準防火地域に指定しています。

告示年月日	告示番号	面積(ha)	位置	備考
S48. 5.21	(市)第13号	74.3	商業地域・近隣商業地域全域	当初決定
S53. 6.26	(市)第19号	73.9	//	市街化区域見直しにかかる変更
S54.12.22	(市)第54号	87.0	//	用途地域見直しにかかる変更
S61. 6.30	(市)第49号	129	//	//
H 8. 3.29	(市)第32号	168	//	法改正に伴う用途地域見直しにかかる変更
H18. 3.31	(市)第40号	171	//	用途地域見直しにかかる変更
H25. 4. 1	(市)第57号	※171	//	//
R 1.10.31	(市)第122号	172	//	//

※ 約0.1ha増、約0.1ha減

※江別市においては、その他の地域地区(高度地区、高度利用地区、防火地域など)は指定していません。

■用途地域の変遷

(単位：約ha)

告示年月日 告示番号	住 居 地 域							商 業 地 域		準工業 地 域	工 業 地 域	計		
S39. 3. 17 建第 535号	944.0 (71.3)							60.0 (4.6)		170.0 (12.8)	150.0 (11.3)	1,324.0 (100)		
S40. 7. 2 建第1668号	927.1 (70.0)							76.9 (5.9)		170.0 (12.8)	150.0 (11.3)	1,324.0 (100)		
S43. 4. 23 建第1227号	1,268.5 (76.2)							77.1 (4.6)		170.0 (10.2)	150.0 (9.0)	1,665.6 (100)		
S43.12.28 建第3850号	1,816.5 (68.6)							77.3 (4.0)		170.0 (8.9)	355.0 (18.5)	1,918.8 (100)		
S45. 9. 14 道第2289号	1,692.8 (76.6)							77.3 (3.5)		154.5 (7.0)	285.4 (12.9)	2,210.0 (100)		
S45.12.28 道第3113号	1,746.8 (79.0)							77.8 (3.6)		104.3 (4.7)	281.1 (12.7)	2,210.0 (100)		
8用途地域	第一種住居 専用地域		第二種住居 専用地域		住 居 地 域			近隣商業 地 域	商 業 地 域	準工業 地 域	工 業 地 域	工業専用 地 域	計	
S48. 6. 1 道第1707号	691.0 (31.3)		538.7 (24.4)		525.7 (23.8)			43.3 (1.9)	31.0 (1.4)	90.3 (4.1)	6.0 (0.3)	284.0 (12.8)	2,210.0 (100)	
S53. 6. 26 道第2014号	804 (32.7)		572 (23.3)		547 (22.3)			43 (1.7)	31 (1.3)	87 (3.5)	6 (0.2)	370 (15.0)	2,460 (100)	
S54.12.22 道第3987号	757 (30.8)		594 (24.2)		566 (23.0)			52 (2.1)	35 (1.4)	80 (3.3)	6 (0.2)	370 (15.0)	2,460 (100)	
S60. 3. 7 道第 326号	769 (30.5)		638 (25.3)		565 (22.4)			57 (2.3)	36 (1.4)	84 (3.3)	6 (0.2)	370 (14.6)	2,525 (100)	
S61. 6. 30 道第1071号	754 (29.9)		615 (24.4)		562 (22.3)			83 (3.3)	46 (1.8)	89 (3.5)	6 (0.2)	370 (14.6)	2,525 (100)	
S62. 3. 30 道第 446号	754 (29.4)		615 (24.0)		565 (22.1)			83 (3.2)	46 (1.8)	124 (4.8)	6 (0.2)	370 (14.5)	2,563 (100)	
H 3. 3. 28 道第 451号	833 (30.5)		618 (22.7)		574 (21.0)			83 (3.1)	46 (1.7)	197 (7.2)	6 (0.2)	370 (13.6)	2,727 (100)	
H 4.10.16 道第1628号	843 (30.7)		623 (22.7)		586 (21.3)			83 (3.0)	46 (1.7)	220 (8.0)	6 (0.2)	342 (12.4)	2,749 (100)	
H 5. 9. 14 道第1435号	914 (32.4)		623 (22.1)		586 (20.8)			83 (3.0)	46 (1.6)	220 (7.8)	6 (0.2)	342 (12.1)	2,820 (100)	
H 6. 3. 29 道第 470号	968 (33.5)		630 (21.8)		594 (20.6)			83 (2.9)	46 (1.6)	220 (7.6)	6 (0.2)	342 (11.8)	2,889 (100)	
H 6.10.18 道第1567号	934 (32.3)		648 (22.5)		610 (21.1)			83 (2.9)	46 (1.6)	220 (7.6)	6 (0.2)	342 (11.8)	2,889 (100)	
12用途地域	第一種低層 住居専用地域	第二種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一 種 住居地域	第二 種 住居地域	準住居 地 域	近隣商業 地 域	商 業 地 域	準工業 地 域	工 業 地 域	工業専用 地 域	計	
H 8. 3. 29 道第 452号	872 (30.2)	—	206 (7.1)	465 (16.1)	442 (15.3)	2 (0.1)	166 (5.8)	122 (4.2)	46 (1.6)	220 (7.6)	6 (0.2)	342 (11.8)	2,889 (100)	
H 9. 3. 28 道第 460号	888 (30.5)	—	206 (7.1)	465 (16.0)	442 (15.2)	2 (0.1)	166 (5.7)	122 (4.2)	46 (1.6)	220 (7.6)	6 (0.2)	342 (11.8)	2,905 (100)	
H11. 5. 7 道第 792号	892 (30.7)	—	206 (7.1)	465 (16.0)	442 (15.2)	2 (0.1)	166 (5.7)	122 (4.1)	46 (1.6)	220 (7.5)	6 (0.2)	342 (11.8)	2,909 (100)	
H12. 3. 31 道第 569号	905 (30.9)	—	210 (7.1)	465 (15.9)	443 (15.1)	5 (0.2)	166 (5.7)	122 (4.1)	46 (1.6)	220 (7.5)	6 (0.2)	342 (11.7)	2,930 (100)	
H14.12.24 道第2025号	905 (30.9)	—	210 (7.1)	465 (15.9)	443 (15.1)	5 (0.2)	166 (5.7)	122 (4.1)	46 (1.6)	220 (7.5)	6 (0.2)	342 (11.7)	2,930 (100)	
H18. 3. 31 道第 311号	903 (30.8)	—	210 (7.2)	467 (15.9)	443 (15.1)	5 (0.2)	166 (5.7)	122 (4.1)	49 (1.7)	217 (7.4)	6 (0.2)	342 (11.7)	2,930 (100)	
H19.11. 6 道第 705号	903 (30.7)	—	210 (7.1)	467 (15.9)	443 (15.1)	14 (0.5)	166 (5.7)	122 (4.1)	49 (1.7)	217 (7.4)	6.0 (0.2)	342 (11.6)	2,939 (100)	
H20. 2. 29 道第 126号	903 (30.7)	—	210 (7.1)	467 (15.9)	443 (15.1)	14 (0.5)	166 (5.7)	122 (4.1)	49 (1.7)	217 (7.4)	6.0 (0.2)	342 (11.6)	2,939 (100)	
H22. 4. 6 道第 302号	903 (30.7)	—	210 (7.1)	467 (15.9)	443 (15.1)	14 (0.5)	166 (5.7)	122 (4.1)	49 (1.7)	216 (7.4)	6.0 (0.2)	342 (11.6)	2,938 (100)	
H25. 4. 1 市第 57号	903 (30.7)	—	210 (7.1)	467 (15.9)	446 (15.2)	14 (0.5)	166 (5.7)	122 (4.1)	49 (1.7)	213 (7.3)	6.0 (0.2)	342 (11.6)	2,938 (100)	
H28. 2. 10 市第 15号	901 (30.7)	—	210 (7.1)	467 (15.9)	448 (15.2)	14 (0.5)	166 (5.7)	122 (4.1)	49 (1.7)	213 (7.3)	6.0 (0.2)	342 (11.6)	2,938 (100)	
13用途地域	第一種低層 住居専用地域	第二種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一 種 住居地域	第二 種 住居地域	準住居 地 域	田園住居 地 域	近隣商業 地 域	商 業 地 域	準工業 地 域	工 業 地 域	工業専用 地 域	計
R 1.10.31 市第 122号	901 (30.7)	—	210 (7.1)	467 (15.9)	447 (15.2)	14 (0.5)	166 (5.7)	—	122 (4.1)	50 (1.7)	213 (7.3)	6.0 (0.2)	342 (11.6)	2,938 (100)
R 2. 3. 9 市第 49号	901 (30.7)	—	208 (7.0)	467 (15.9)	449 (15.3)	14 (0.5)	166 (5.7)	—	122 (4.1)	50 (1.7)	213 (7.3)	6.0 (0.2)	342 (11.6)	2,938 (100)
R 3. 3. 23 市第 56号	901 (30.7)	—	208 (7.0)	467 (15.9)	449 (15.3)	14 (0.5)	166 (5.7)	—	122 (4.1)	50 (1.7)	213 (7.3)	6.0 (0.2)	342 (11.6)	2,938 (100)
容 積 率 建 蔽 率	60% 40%	—	200% 60%	200% 60%	200% 60%	200% 60%	200% 60%	—	200・300% 80%	400% 80%	200% 60%	200% 60%	200% 60%	

・上記各表における()内数値は市街化区域面積に対する割合(%)

・現行近隣商業地域における容積率300%の地域面積は約16ha

・本市においては第二種低層住居専用地域及び田園住居地域の指定をしていない

・H14.12.24道第2025号による都市計画変更はH15.1.1から適用

13種類の用途地域のイメージ図

第一種低層住居専用地域



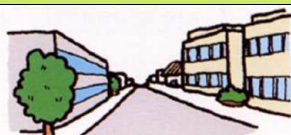
低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模な店舗や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定の店舗などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定の店舗などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定の店舗や事務所など必要な利便施設が建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどのほか、10,000㎡までの店舗などが建てられます。

準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。10,000㎡までの店舗などが建てられます。

田園住居地域



農業の利便を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域です。小中学校などのほか、500㎡までの一定の店舗や農産物の生産などのための施設が建てられます。

近隣商業地域



近隣の住民が日用品の買物をする店舗などの業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



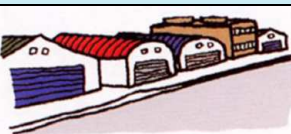
銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場などの環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



主として工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられます。また、住宅や10,000㎡までの店舗などは建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

工業専用地域



専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

※「土地利用計画制度パンフレット」(国土交通省)のイラストを使用して作成しています。

■用途地域内の建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域	備考
建てられる用途 建てられない用途 ①、②、③、④、⑤、△ 面積、階数等の制限あり													
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿													
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以内かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの													非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以内のもの		①	②	③			①				④	① 日用品の販売店舗、喫茶店、理髪店及び洋服店等のサービス業用店舗で2階以下 ② ①に加えて物品販売店舗、飲食店、銀行の支店等のサービス業用店舗で2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗及び飲食店以外 ⑤ 地域農産物の販売等の店舗等で2階以下
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以内のもの			②	③			⑤				④	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以内のもの				③							④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以内のもの											④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの											④	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの												
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡以内のもの				△								△ 2階以下
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以内のもの												
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの												
ホテル、旅館					△								△ 3,000㎡以内
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等				△								△ 3,000㎡以内
	カラオケボックス等					△	△				△	△	△ 10,000㎡以内
	麻雀屋、ばちこ屋、射的場、馬券・車券発売所等					△	△				△		△ 10,000㎡以内
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ						△						△ 客席200㎡未満
	キャバレー等												
	個室付浴場等												
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校												
	大学、高等専門学校、専修学校等												
	図書館等												
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等												
	神社、寺院、教会等												
	病院												
工場・倉庫等	公衆浴場、診療所、保育所等												
	老人ホーム、福祉ホーム等												
	老人福祉センター、児童厚生施設等		△	△				△					△ 600㎡以内
	自動車教習所					△							△ 3,000㎡以内
	単独自動車車庫(附属車庫を除く)			△	△	△	△						△ 300㎡以内かつ2階以下
	建築物付属自動車車庫		①	①	②	②	③	③	①				①②③については、当該敷地内にある建築物(自動車車庫を除く)の延べ面積以下かつ上記の条件を満たすもの ① 600㎡以内かつ1階以下 ② 3,000㎡以内かつ2階以下 ③ 2階以下 一団地の敷地内について別に制限あり
	倉庫業倉庫							※2					
	畜舎(15㎡を超えるもの)					△							△ 3,000㎡以内
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以内		△	△	△			△					△ 2階以下かつ原動機出力が0.75kW以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	※2	②	②		① 作業場の床面積が50㎡以内 ② 作業場の床面積が150㎡以内 他に原動機・作業内容に制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								※2	②	②		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場								※2				
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場								※2				
	自動車修理工場					①	①	②		③	③		① 作業場の床面積が50㎡以内 ② 作業場の床面積が150㎡以内 ③ 作業場の床面積が300㎡以内 他に原動機出力制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設				①	②						① 1,500㎡以内かつ2階以下 ② 3,000㎡以内
		量が少ない施設											
		量がやや多い施設											
		量が多い施設											

※1 本表は、建築物の用途制限の概要を示すものであり、すべての制限について記載したものではない。

※2 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(著しい騒音を発生するもの等を除く。)であれば建築可能。

06 地区計画

地区計画は、建築物の建築形態、公共施設などの配置等からみて一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備・保全するために定める計画です。地区計画の内容は、次の2つからなります。

- ① 方針 ～ 地区計画の目標、区域の整備・開発及び保全の方針
- ② 地区整備計画 ～ 地区施設の配置・規模、建築物の用途・形態の制限等

地区整備計画が定められている区域において、土地の区画形質の変更や建築物の建築を行おうとする者は、**市町村長への届出が義務づけられます。**

本市においては、次の13地区において、**建築物の用途、構造及び敷地に関する制限**を設け、適正な都市機能と健全な都市環境を確保しています。

(令和6年12月31日現在)

地区名	当初決定年月日・告示番号 最終変更年月日・告示番号	区域 面積(ha)	整備計画 面積(ha)	位置	地区計画のねらい	整備手法等
いずみ野・元江別地区	H 4.10.16(市)第 79号 R1.10.31(市)第 124号	44.0	39.3	いずみ野 対元江別	宅地開発事業の事業効果の維持増進と るおいのある住宅市街地の形成を図る。	民間宅地開発事業
野幌東地区	H 6. 3.29(市)第 15号 H23. 6.28(市)第 126号	23.5	21.2	あさひが丘	組合施行の土地区画整理事業の事業効果 の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)
東江別地区	H 6.10.18(市)第 74号 H 8. 3.29(市)第 34号	38.4	35.3	萌えぎ野西 萌えぎ野中央 萌えぎ野東	組合施行の土地区画整理事業の事業効果 の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)
上江別南地区	H 6.10.18(市)第 74号 H20. 2.29(市)第 17号	79.1	70.7	上江別東町 上江別南町 ゆめみ野東町 ゆめみ野南町	組合施行の土地区画整理事業の事業効果 の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)
中央地区	H 8. 3.29(市)第 33号	69.1	64.5	新栄台	組合施行の土地区画整理事業の事業効果 の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)
豊幌中央東地区	H 8. 3.29(市)第 33号	13.6	11.9	豊幌 はみんぐ町	組合施行の土地区画整理事業の事業効果 の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)
豊幌中央西地区	H 8. 3.29(市)第 33号	16.1	13.8	豊幌花園町	組合施行の土地区画整理事業の事業効果 の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)
江別太地区	H11.5.7(市)第 44号 R1.10.31(市)第 124号	4.5	4.4	あけぼの町	宅地開発事業の事業効果の維持増進と るおいのある住宅市街地の形成を図る。	民間宅地開発事業
大16丁目地区	H12. 3.31(市)第 36号	18.1	17.6	大麻ひかり町	組合施行の土地区画整理事業の事業効果 の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)
元江別中央地区	H12. 3.31(市)第 36号	4.9	4.4	元江別	周辺住居環境との調和を図りつつ生活利 便施設を計画的に誘導し、健全な住環境 の形成を図る。	民間宅地開発事業
上江別高台地区	H19.11. 6(市)第 147号 R1.10.31(市)第 124号	11.5	10.6	上江別	周辺市街地と調和を図りつつ、日常生活利 便施設等を計画的に誘導し、周辺地域の利 便性向上を図る。	民間宅地開発事業
大地麻区	H28. 2.10(市)第 16号	8.2	8.2	大地麻	周辺農業環境と調和を図りつつ、交通利 便性の高さを活かし地域の産業振興やまち の魅力に寄与する土地利用を図る。	民間宅地開発事業
大麻元町地区	R1.10.31(市)第 123号	3.5	3.5	大麻元町	周辺農業環境との調和を図りつつ、市民 が生涯にわたって活躍できる仕組みを整 え、活力ある地域づくりを行うための土地利 用を図る。	生涯活躍のまち整備

07 都市施設

都市施設とは、都市の生活や生産活動を繰り広げるうえで誰もが利用する根幹的な施設のことで、都市計画では、都市の合理的な利用及び制限のもとに、道路、公園、下水道などをはじめとする都市施設の位置、規模、構造などを必要に応じて定めることができます。

なお、都市計画で定めた都市施設内では、建築物に制限があります。(都市計画法第53条)

◎交通施設

■都市高速鉄道

都市高速鉄道とは、都市における鉄道のうち、都市計画上必要な施設として定めるもので、地下鉄、連続立体交差事業、都市モノレール、新交通システム等があります。

都市計画決定告示年月日・番号		種 別	名 称	延 長
平成18年 6月20日決定	(道)第554号	連続立体交差事業	北海道旅客鉄道株式会社 函館本線	4,490m

■都市計画道路

都市計画道路は、都市施設としての道路の機能は、交通手段としてばかりでなく、道路網としての都市の骨格を形成し、公共空間の確保や都市機能の誘導等を通じて都市の発展に貢献しています。

都市計画において定める道路は次のとおりです。

種 類	概 要
自動車専用道路	都市高速道路や都市間高速道路など比較的長いトリップの交通を処理するため、設計速度を速く設定し、一定区間における路外からの車両の出入り制限を行ない、自動車専用とする道路です。
幹 線 街 路	都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受けもち、近隣住区などの地区の外郭を形成するまたは近隣住区などの地区における主要な道路で、当該地区に発生する交通を地区の外郭を形成する道路に連絡する道路です。
区 画 街 路	近隣住区等の地区における宅地の利用に供する道路です。
特 殊 街 路	歩行者、自転車、都市モノレール等、自動車以外の用に供する道路です。

本市における都市計画道路は次頁表のとおりです。

■交通広場

交通広場は、歩行者やバス、タクシーなどが集中する地点において、これらの交通を適切に処理するため、道路と鉄道、港湾、空港などに接続して設けられる広場です。特に鉄道の駅に接続するものを駅前広場といいます。

江別市では、都市計画道路「鉄西線」の一部として「野幌駅北口駅前広場(約5,000㎡)」、「1号線」の一部として「野幌駅南口駅前広場(約3,800㎡)」を定めています。

■その他の交通施設

その他交通施設としては、空港、港湾、他の交通機関との結節あるいは自動車交通の目的におけるターミナルとしての駐車場、バスやトラック等の発着を集約し、交通の円滑化、輸送効率を高めた自動車ターミナル等があります。

■都市計画道路一覧

(令和7年3月31日現在)

都市計画道路名称		当初都決年月日・告示番号 最終都決年月日・告示番号	都市計画道路区間延長(m)				代表 幅員(m)	標準 車線数
番 号	街路名(下段国道/道道名)		国道	道道	市道	合計		
3・3・12	札幌・江別通 国道12号	S29. 3.30(建) 327号 H18. 6.20(道) 554号	9,470			9,470	25	4
3・4・301	4丁目通	S32. 4.23(建) 637号 H13.10.16(市) 88号			680	680	18	2
3・2・302	角山通 国道275号	S48. 4.20(道)1108号 R 6. 3.26(道) 171号	1,780			1,780	30	4
3・3・303	3番通 道道東雁来江別線 道道大麻東雁来線	S29. 3.30(建) 327号 H13.10.16(道)1749号		1,400	6,620	8,020	25	4
3・3・304	南大通 道道江別長沼線 道道札幌北広島環状線	S39.11. 5(建)3089号 H23. 6.28(道) 450号		3,340	1,620	4,960	25	4
3・3・307	白樺通 道道札幌北広島環状線 道道野幌総合運動公園線	S29. 3.30(建) 327号 H18. 6.20(道) 554号		2,610	740	3,350	25	4
3・3・308	5丁目通 道道江別インター線 道道札幌北広島環状線	S32. 4.23(建) 637号 R6.3.26(道)171号		3,990		3,990	22	4
3・3・309	江別恵庭線 道道江別恵庭線 道道札幌北広島環状線	S29. 3.30(建) 327号 H13.10.16(道)1749号		5,120		5,120	25	4
3・3・310	公園通	S29. 3.30(建) 327号 H13.10.16(道)1749号			1,730	1,730	22	4
3・3・311	対雁中通 道道札幌北広島環状線	S48. 4.16(市) 3号 R 6 3.26(市) 66号		1,970	970	2,940	25	4
3・4・312	4番通	S48. 4.16(市) 3号 H13.10.16(市) 88号			3,720	3,720	18	2
3・4・313	2番通 道道東雁来江別線	S29. 3.30(建) 327号 H13.10.16(道)1749号		3,590	3,790	7,380	18	2
3・4・314	文教通	S48. 4.16(市) 3号 H13.10.16(市) 88号			2,460	2,460	18	2
3・4・315	大麻14丁目通	S39. 3.17(建) 535号 H13.10.16(市) 88号			350	350	18	2
3・4・316	大麻駅前通	S39. 3.17(建) 535号 H13.10.16(市) 88号			1,100	1,100	18	2
3・4・317	1号線	S48. 4.16(市) 3号 H18. 6.20(市) 111号			2,120	2,120	20	2
3・4・318	新栄通 道道札幌北広島環状線	S36. 3.11(建) 397号 H13.10.16(市) 88号		290	2,260	2,550	20	2
3・4・319	3丁目通	S29. 3.30(建) 327号 R 4. 3. 8(市) 47号			2,110	2,110	16	2
3・4・320	対雁通 道道江別長沼線	S48. 4.16(市) 3号 R 6 3. 26(市) 66号		2,340	2,010	4,350	16	2
3・4・321	江別長沼線 道道江別長沼線	S29. 3.30(建) 327号 H13.10.16(道)1749号		920	720	1,640	18	2
3・4・322	鉄東線	S48. 4.16(市) 3号 H18. 6.20(市) 111号			3,140	3,140	16	2
3・4・323	大麻13丁目通	S48. 4.16(市) 3号 H13.10.16(市) 88号			160	160	16	2
3・4・324	11丁目通	S39.11. 5(建)3089号 H13.10.16(市) 88号			1,370	1,370	16	2
3・4・325	中原通 道道札幌北広島環状線	S48. 4.16(市) 3号 H18. 6.20(道) 554号		1,020	400	1,420	21	2
3・4・326	早苗別通	S48. 4.16(市) 3号 H13.10.16(市) 88号			1,860	1,860	20	2
3・4・327	あけぼの通 道道江別長沼線	S48. 4.16(市) 3号 H13.10.16(道)1749号		640		640	16	2
3・5・328	5条1丁目通	S48. 4.20(道)1108号 H13.10.16(市) 88号			660	660	15	2

都市計画道路名称		当初都決年月日・告示番号	都市計画道路区間延長(m)				代表	標準
番 号	街路名(下段国道/道道名)	最終都決年月日・告示番号	国道	道道	市道	合計	幅員(m)	車線数
3・5・329	鉄西線	S48. 4.16(市) 3号 H18. 6.20(道) 554号			2,300	2,300	15	2
3・2・330	8丁目通 道道野幌停車場線 道道東雁来江別線 道道江別恵庭線	S29. 3.30(建) 327号 H18. 6.20(道) 554号		2,620	200	2,820	30	4
3・5・331	市街地東光通	S48. 4.20(道)1108号 H13.10.16(市) 88号			1,970	1,970	15	2
3・2・332	豊幌大通 国道12号	S53. 6.26(道)2015号 R 4. 3. 8(道) 158号	1,540			1,540	33	4
3・2・334	野幌総合運動公園通 道道野幌総合運動公園線	S58. 3.31(道) 600号 H13.10.16(道)1749号		670		670	30	2
8・4・335	野幌グリーンモール	S61. 2. 5(市) 7号			920	920	18	—
3・2・336	江別インター線 道道江別インター線	H 1. 2.27(道) 278号 H19.11. 6(道) 705号		3,320		3,320	30	4
3・4・337	リサーチパーク通	H 3. 3.28(市) 24号 H13.10.16(市) 88号			1,780	1,780	20	2
3・4・338	東野幌通	H 3. 3.28(市) 24号 H13.10.16(市) 88号			1,110	1,110	18	2
3・4・339	豊幌3号通	H 3. 3.28(市) 24号 H13.10.16(市) 88号			690	690	18	2
3・4・340	豊幌5号通	H 3. 3.28(市) 24号 H13.10.16(市) 88号			320	320	18	2
7・5・341	上江別1号通	H 5. 9.14(市) 50号 H13.10.16(市) 88号			1,520	1,520	12	2
3・4・342	元江別中央通	H 6. 3.29(市) 16号 R 4. 3. 8(市) 47号			2,040	2,040	18	2
7・5・343	見晴台1号通	H 6. 3.29(市) 16号 H13.10.16(市) 88号			2,010	2,010	12	2
3・4・344	10丁目通	H 9. 3.28(市) 33号 H13.10.16(市) 88号			1,360	1,360	18	2
3・4・345	16丁目通	H 9. 3.28(市) 33号 H13.10.16(市) 88号			340	340	18	2
3・4・346	兵村4丁目通	H12. 3.31(市) 38号			1,570	1,570	16	2
3・4・347	野幌駅南通	H18. 6.20(市) 111号			920	920	16	2
3・4・348	旭通	H18. 6.20(市) 111号			520	520	18	2
3・4・349	若葉通	H18. 6.20(市) 111号			1,820	1,820	20	2
8・7・350	高砂地下歩道	H18. 6.20(市) 111号			170	170	4	—
3・4・351	江南通	H19. 11.6(市) 148号			950	950	19	2
3・4・352	大麻インター線 道道江別インター線 道道大麻東雁来線 道道東雁来江別線	H19. 11.6(道) 705号		2,630		2,630	21	4
合 計		延長	12,790	36,470	63,100	112,360		
		路線数	3	15	41	50		

※都市計画道路に付けられている番号の意味についてA:最初の数字～区分 B:中間の数字～規模 C:最後の数字～一連番号

A:1(自動車専用道路) 3(幹線街路) 7(区画街路) 8(特殊街路;歩行者専用道、自転車道等) 9(特殊街路;都市モノレール専用道等)

B:1(幅員40m以上) 2(幅員30m以上40m未満) 3(幅員22m以上30m未満) 4(幅員16m以上22m未満) 5(幅員12m以上16m未満)

6(幅員8m以上12m未満) 7(幅員8m未満)

C:道路一連番号

◎公園・緑地

■都市計画公園

都市計画公園は、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動その他のレクリエーションの用に供するとともに、災害時の避難場所などの用に供することを目的としたものです。

都市計画において定める公園は次のとおりです。

種 類	概 要
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供する公園で、誘致距離は250mを標準とします。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供する公園で、誘致距離は500mを標準とします。
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供する公園で、誘致距離は1kmを標準とします。
総合公園	主として一つの市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供する公園です。
運動公園	主として運動の用に供する公園で、運動施設の面積が、全公園面積の25～50%の範囲にあるものをいいます。
広域公園	一つの市町村の区域を超える広域の利用に供する公園で、休息、鑑賞、散歩、遊戯など総合的な利用に供されるものをいいます。
特殊公園	主として風致の享受の用に供する公園、または、動物公園、植物公園、歴史公園、墓園その他特殊な利用を目的とする公園です。

■都市計画緑地

都市計画緑地は、主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的としたものです。

都市計画に定める緑地には、特に種別は規定されていませんが、次のような機能を持つ緑地があります。

種 類	概 要
緩衝緑地	公害や災害の発源地域と一般の市街地とを分断遮断する緑地です。
都 市 林	都市内のまとまった面積を有する樹林地等の保護、保全、自然的、環境の復元を図る緑地です。
広場公園	商業、業務系地域における施設利用者の休養施設及び修景施設です。
都市緑地	都市の自然的環境の保全、改善、都市景観の向上を図るための緑地です。
緑 道	都市生活の安全性や快適性の確保と、災害時の避難路の確保のためのもので、植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地です。

本市における都市計画公園・緑地は次頁表のとおりです。

■都市計画公園等一覧表

(令和6年12月31日現在)

種 別	名 称		最終都決年月日 告示番号	都決面積 (ha)	整 備 状 況		
	番 号	公 園 名 称			整備済	未整備	備 考
街 区 公 園	2・2・1001	白樺公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.20	0.20		
	2・2・1002	旭公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.30	0.30		
	2・2・1003	双葉公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.15	0.15		
	2・2・1004	若草公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.52	0.52		
	2・2・1005	かわなか公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.50	0.50		
	2・2・1006	弥生公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.36	0.36		
	2・2・1007	みづほ公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.54	0.54		
	2・2・1008	つばめ公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.20	0.20		
	2・2・1009	ひばり公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.19	0.19		
	2・2・1010	こまどり公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.20	0.20		
	2・2・1011	ほほじろ公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.37	0.37		
	2・2・1012	すみれ公園	S57. 7. 7 (市)第 57号	0.27	0.27		
	2・2・1013	あじさい公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.07	0.07		
	2・2・1014	らいらっく公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.07	0.07		
	2・2・1015	さふらん公園	S46.11.24 (市)第 48号	0.07	0.07		
	2・2・1016	なでしこ公園	S46.11.24 (市)第 48号	0.10	0.10		
	2・2・1017	のぎく公園	S46.11.24 (市)第 48号	0.10	0.10		
	2・2・1018	あやめ公園	S46.11.24 (市)第 48号	0.09	0.09		
	2・2・1019	とうこう公園	S47. 3.28 (市)第 67号	0.25	0.25		
	2・2・1020	わらべ公園	S48. 2. 1 (市)第 43号	0.22	0.22		
	2・2・1021	くるみ公園	S50. 3.31 (市)第 61号	0.11	0.11		
	2・2・1022	しゃくなげ公園	S50. 3.31 (市)第 61号	0.12	0.12		
	2・2・1023	かしわ公園	S50. 3.31 (市)第 61号	0.12	0.12		
	2・2・1024	すずかけ公園	S50. 3.31 (市)第 61号	0.19	0.19		
	2・2・1025	どんぐり公園	S50.12. 6 (市)第 44号	0.10	0.10		
	2・2・1026	うつぎ公園	S51.12.20 (市)第 53号	0.13	0.13		
	2・2・1027	こりんご公園	S51.12.20 (市)第 53号	0.14	0.14		
	2・2・1028	かつら公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.44	0.44		
	2・2・1029	さつき公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.12	0.12		
	2・2・1030	ぼぶら公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.15	0.15		
	2・2・1031	みずき公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.37	0.37		
	2・2・1032	まゆみ公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.16	0.16		
	2・2・1033	かえで公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.28	0.28		
	2・2・1034	からまつ公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.74	0.74		
	2・2・1035	つばき公園	S52. 7.11 (市)第 14号	0.28	0.28		
	2・2・1036	くりのき公園	S55. 5.26 (市)第 45号	0.25	0.25		
	2・2・1037	はるにれ公園	S55. 5.26 (市)第 45号	0.67	0.67		
	2・2・1038	のばら公園	S55. 5.26 (市)第 45号	0.17	0.17		
	2・2・1039	はんのき公園	S57. 7. 7 (市)第 57号	0.50	0.50		
	2・2・1040	ふじのき公園	S57. 7. 7 (市)第 57号	0.15	0.15		
	2・2・1041	ならのき公園	S57. 7. 7 (市)第 57号	0.24	0.24		
	2・2・1042	ゆりのき公園	S57. 7. 7 (市)第 57号	0.25	0.25		
	2・2・1043	さくら公園	H20. 2.18 (市)第 11号	0.32	0.32		
	2・2・1044	まきば公園	H 4.10.16 (市)第 78号	0.25	0.25		
	2・2・1045	はすかつが公園	H13. 7.19 (市)第 57号	0.10	0.10		
	45 箇所			11.12	11.12		

種 別	名 称		最終都決年月日 告示番号	都決面積 (ha)	整 備 状 況		
	番 号	公 園 名 称			整備済	未整備	備 考
近 隣 公 園	3・3・201	錦町公園	S48. 7. 6 (道)第2141号	1.9	1.9		
	3・3・202	大麻東公園	S48. 7. 6 (道)第2141号	2.0	2.0		
	3・4・203	大麻西公園	S48. 7. 6 (道)第2141号	6.2	6.2		
	3・3・204	元江別公園	S51. 2.10 (道)第 270号	1.0	1.0		
	3・3・205	上江別南町公園	S57. 5.13 (道)第 981号	1.2	1.2		
	3・3・206	野幌末広町公園	S57. 5.13 (道)第 981号	1.5	1.5		
	3・3・207	文京台南町公園	S57. 5.13 (道)第 981号	3.1	3.1		
	3・3・208	見晴台公園	H 1.12.14 (道)第1882号	2.0	2.0		
	3・3・209	大麻新町公園	S60. 2.12 (道)第 174号	2.0	2.0		
	3・3・210	豊幌公園	H 3. 3.28 (道)第 451号	2.0	2.0		
	3・3・211	江別太公園	H 3. 3.28 (道)第 451号	2.0	2.0		
	3・3・212	野幌屯田町公園	H 4. 3. 5 (市)第 18号	2.1	2.1		
	3・3・213	上江別公園	H 5. 9.14 (市)第 51号	2.0	2.0		
	13 箇 所			29.0	29.0		
地 区 公 園	4・4・201	湯川公園	S60. 2.12 (道)第 174号	6.9	6.9		
	4・4・202	泉の沼公園	H14. 3.15 (市)第 14号	6.8	6.8		
	4・5・203	大麻中央公園	H14. 3.15 (道)第 416号	10.6	10.6		
	3 箇 所			24.3	24.3		
総 合	5・5・101	東野幌総合公園	R 4. 6. 3 (市)第 186号	11.6		11.6	
	1 箇 所			11.6	0.0		
運 動	6・4・101	飛鳥山公園	S48. 7. 6 (道)第2141号	9.9	9.9		
	1 箇 所			9.9	9.9		
広 域	9・6・ 3	野幌総合運動公園	S61. 5.15 (道)第 746号	64.1	64.1		道立公園
	1 箇 所			64.1	64.1		

※都市計画公園に付けられている番号の意味について A:最初の数字～区分 B:中間の数字～規模 C:最後の数字～一連番号

A:2(街区公園) 3(近隣公園) 4(地区公園) 5(総合公園) 6(運動公園) 7,8(特殊公園) 9(広域公園)

B:2(面積1ha未満) 3(面積1ha以上4ha未満) 4(面積4ha以上10ha未満) 5(面積10ha以上50ha未満)

6(面積50ha以上300ha未満)7(面積300ha以上)

C:公園一連番号(緑地についても同じ)

種 別	名 称		最終都決年月日 告示番号	都決面積 (ha)	整 備 状 況		河川区域等 整備を要し ない区域
	番 号	公園名称			整備済	未整備	
緑 地	101	石狩川河川敷緑地	S57. 5.13 (道)第 981号	301.6	14.5		287.1
	102	大麻第1緑地	S60. 2.12 (道)第 174号	1.9	1.9		
	103	大麻第2緑地	S63. 2.12 (道)第 202号	1.9	1.9		
	104	こりんご緑地	H 2. 3. 1 (市)第 8号	0.33	0.33		
	105	野幌開村緑地	H 2. 3. 1 (市)第 8号	0.23	0.23		
	106	錦山緑地	H 2. 3. 1 (市)第 8号	0.10	0.10		
	107	緑ヶ丘緑地	H 4. 3. 5 (市)第 19号	1.6	1.6		
	108	野幌南緑地	H10. 3.31 (市)第 38号	0.62	0.62		
	109	野幌台地斜面緑地	H10. 3.31 (市)第 38号	2.9	2.9		
	110	中央緑地	H10. 3.31 (市)第 38号	0.60	0.60		
	10 箇 所			311.78	24.68		287.10

※都決面積の有効数字について

街区公園:小数点以下第2位(3位を四捨五入)、街区公園以外:小数点以下第1位(2位を四捨五入)

緑地:・A≧1ha 小数点以下第1位 ・A<1ha 小数点以下第2位 (平成29年公園緑地事業実務要領より)

■都市計画公園等以外の公園等一覧表

(令和6年12月31日現在)

種別	番号	名 称	面積(ha)
街 区 公 園	1	あいりす公園	0.04
	2	あおぞら公園	0.06
	3	あおだも公園	0.25
	4	青葉公園	0.26
	5	あおやぎ公園	0.05
	6	あかしや公園	0.33
	7	あかなら公園	0.44
	8	あかね公園	0.12
	9	あかばな公園	0.08
	10	あかまつ公園	0.28
	11	あさがお公園	0.08
	12	あざみ公園	0.10
	13	あすなろ公園	0.10
	14	あねもね公園	0.08
	15	いきいき公園	0.64
	16	いずみ公園	0.04
	17	いなほ公園	0.05
	18	うきうき公園	0.09
	19	うらじろ公園	0.08
	20	えぞまつ公園	0.15
	21	えんじゅ公園	0.48
	22	おうぎまち公園	0.49
	23	おおばこ公園	0.10
	24	おおるり公園	0.07
	25	おどりこ公園	0.04
	26	かぜのこ公園	0.03
	27	かとれあ公園	0.07
	28	かなりあ公園	0.34
	29	かのご公園	0.02
	30	かわせみ公園	0.24
	31	かなな公園	0.02
	32	ききょう公園	0.09
	33	きつつき公園	0.04
	34	きらきら公園	0.07
	35	きらら公園	0.03
	36	ぎんなん公園	0.21
	37	くさぐさ公園	0.03
	38	くわのみ公園	0.20
	39	こうめ公園	0.04
	40	こぎつね公園	0.23
	41	こぐま公園	0.05
	42	こすもす公園	0.07
	43	こでまり公園	0.45
	44	ことばき公園	0.08
	45	こばと公園	0.11
	46	こぶし公園	0.17

種別	番号	名 称	面積(ha)
街 区 公 園	47	こまゆみ公園	0.26
	48	こりす公園	0.12
	49	さくらんぼ公園	0.02
	50	さなえ公園	0.02
	51	さるびや公園	0.09
	52	さわまち公園	0.27
	53	しくらめん公園	0.04
	54	しらぎく公園	0.06
	55	しらゆり公園	0.06
	56	すぎのき公園	0.25
	57	すくすく公園	0.12
	58	すずめ公園	0.15
	59	すずらん公園	0.05
	60	せんのき公園	0.25
	61	そのまち公園	0.71
	62	そよかぜ公園	0.06
	63	たかまち公園	0.48
	64	たけのこ公園	0.08
	65	たけがえ公園	0.02
	66	伊達屋敷公園	0.11
	67	だりや公園	0.06
	68	たんぼぼ公園	0.06
	69	ちびっこ公園	0.03
	70	中央児童公園	0.08
	71	ちゅうりつ公園	0.05
	72	つくし公園	0.04
	73	つつじ公園	0.12
	74	つばさ公園	0.18
	75	つゆくさ公園	0.06
	76	つりばな公園	0.25
	77	とちのき公園	0.53
	78	とどまつ公園	0.08
	79	なかまち公園	0.33
	80	なかよし公園	0.62
	81	ななかまど公園	0.31
	82	なのはな公園	0.09
	83	にこにこ公園	0.02
	84	にしきぎ公園	0.25
	85	にしまち公園	0.46
	86	のいちご公園	0.10
	87	のうさぎ公園	0.07
	88	のげし公園	0.02
	89	のびのび公園	0.04
	90	はくうんぼく公園	0.25
	91	はしどい公園	0.10
	92	はまなす公園	0.10

種別	番号	名 称	面積(ha)
街 区 公 園	93	はみんぐ公園	0.25
	94	はるかぜ公園	0.11
	95	はるみ公園	0.59
	96	ぴかぴか公園	0.07
	97	ひなげし公園	0.06
	98	ぴのきお公園	0.07
	99	ひので公園	0.21
	100	ひまわり公園	0.27
	101	ひよどり公園	0.19
	102	ひるがお公園	0.02
	103	ふくじゅそう公園	0.25
	104	ほうずき公園	0.07
	105	ほたる公園	0.23
	106	ぼたん公園	0.09
	107	ぼっぼ公園	0.02
	108	ほのぼの公園	0.23
	109	まつかさ公園	0.06
	110	みずなら公園	0.25
	111	みつばち公園	0.04
	112	みどり公園	0.25
	113	みどりの丘公園	0.14
	114	みなき公園	0.36
	115	みやまち公園	0.47
	116	むくげ公園	0.25
	117	むつみ公園	0.16
	118	むらさき公園	0.07
	119	めばえ公園	0.03
	120	もくれん公園	0.07
	121	モショッケ公園	0.84
	122	もみじ公園	0.34
	123	やまばと公園	0.15
	124	やまぼうし公園	0.25
	125	ゆうやけ公園	0.03
	126	ゆきんこ公園	0.05
	127	よつば公園	0.04
	128	りんどう公園	0.06
	129	るんるん公園	0.23
	130	れんげ公園	0.09
	131	わいわい公園	0.04
	132	若葉公園	0.29
	133	わくわく公園	0.15
	134	わんぱく公園	0.05
	135	わんわん公園	0.03
	136	ぼぶり公園	0.24
	計(136)箇所		22.37

種 別	番 号	名 称	面積(ha)	備 考
特 殊 公 園	1	野幌農村公園	1.00	
	2	江別太農村公園	1.50	
	3	千古園	1.20	
	4	大麻駅前1号公園	0.04	
	5	大麻駅前2号公園	0.09	
	6	RTN1号公園	0.29	
	7	RTN2号公園	0.25	
	8	ぐみ公園	0.23	
8 箇所 計			4.60	
緑 地	1	一号緑地	0.71	
	2	二号緑地	0.05	
	3	東野幌公園	0.59	東野幌総合公園区域内
	4	東大麻一号緑地	0.40	
	5	江別駅前公園	0.16	
	6	元江別緑地	1.14	
	7	あかげら公園	1.10	
	8	湯谷公園	0.13	
	9	大麻栄町緑地	0.02	
	10	まきば緑地	0.27	
	11	ほたる緑地	0.15	
	12	野幌中央緑地	2.38	
12 箇所 計			7.10	
緑 道	1	四季のみち	3.50	
	2	とんでん緑道	0.01	
	3	いずみ緑道	0.05	
3 箇所 計			3.56	

都市公園の集計(都市計画決定済+未決定)

種 類			箇 所	面積(ha)	備 考
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	181	33.49	
		近隣公園	13	29.00	
		地区公園	3	24.30	
	都市基幹公園	運動公園	1	9.90	
特 殊 公 園			8	4.60	
大規模公園		広域公園	1	64.10	
都市緑地			22	31.78	
緑 道			3	3.56	
合 計			232	200.73	

◎下 水 道

下水道は、市街地における下水(雨水と汚水)を排除、処理するための施設であり、都市環境の整備や公共用水域の水質保全を図るうえでも、必要不可欠な基幹的都市施設です。

下水道は、その目的により次の3つに大別されます。

種 類		概 要
公 共 下 水 道	公共下水道	主として市街地における下水を排除・処理するもので、地方公共団体が設置・管理します。 終末処理場を有する「単独下水道」と、流域下水道に接続する「流域関連公共下水道」とがあります。
	特定公共下水道	特定の事業者の事業活動に主として利用されるものです。事業活動の計画汚水量がおおむね3分の2以上を占めるものをいいます。
	特定環境保全公共下水道	主に都市計画区域外に設置されるもので、自然保護下水道、農村漁村下水道、簡易な下水道があります。
流 域 下 水 道		流域内の2つ以上の市町村の下水道から排除される下水を受けて、これを排除するもので、終末処理場を有する公共下水道をいいます。原則として、都道府県が事業主体となります。
都 市 下 水 路		市街地内の雨水排除を目的に、開渠を原則とする下水道です。

本市における公共下水道の現況は下表のとおりです。

(令和7年3月31日現在)

名 称		江別南幌公共下水道		
最終都市計画決定告示年月日・番号		令和3年3月23日 (道)第230号		
排 水 区 域		江別市分 約2,938ha(うち処理区域 約2,883ha)		
下 水 管 渠	名 称	管 径(m)	延 長(m)	備 考
	江別1号幹線	φ1.35~1.20	1,950	分流式污水管
	放流管	φ2.40~1.50	1,260	放流管
	江別11号幹線	φ1.35~1.10	3,760	分流式污水管
そ の 他 施 設	名 称	面 積(m ²)	備 考	
	緑町ポンプ場	2,000	揚水能力	293.6 m ³ /分
	江別太中継ポンプ場	2,400	揚水能力	17.2 m ³ /分
	大麻中継ポンプ場	19,900	揚水能力	15.6 m ³ /分
	東西野幌中継ポンプ場	450	揚水能力	1.6 m ³ /分
	江別浄化センター	68,000	処理能力	80,100 m ³ /日
	対雁雨水調整池	13,100	調整能力	27,700 m ³
	対雁2号雨水調整池	6,100	調整能力	11,400 m ³

◎ごみ焼却場、汚物処理場、市場、と畜場、火葬場等

ごみ焼却場、汚物処理場、市場、と畜場、火葬場などは、都市に居住する人々にとって快適な生活を営むために欠かせない施設です。

これらを建設しようとする場合は、建築基準法第51条の規定に基づき、都市計画において施設の位置を決定したもの、または同条ただし書きの規定により、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可したものでなければなりません。

ごみ焼却場

都市計画決定(変更)告示年月日・番号	名 称	位 置	面 積
昭和54年 2月13日決定 (市)第 64号	江別市清掃センター	工栄町	5.1ha
平成 9年 9月 4日変更 (市)第107号	江別市清掃センター	工栄町	68,200㎡
平成12年11月17日変更 (市)第109号	江別市新清掃センター	八 幡	74,300㎡
平成15年 3月10日廃止 (市)第 17号	江別市清掃センター	工栄町	68,200㎡
平成15年 3月10日変更 (市)第 17号	江別市環境クリーンセンター	八 幡	74,300㎡

その他の処理施設(一般廃棄物処理施設)

都市計画決定告示年月日・番号	名 称	位 置	面 積
令和6年 3月26日変更 (市)第 67号	江別市リサイクルセンター	工栄町	66,100㎡

汚物処理場

都市計画決定(変更)告示年月日・番号	名 称	位 置	面 積
昭和47年 3月24日決定 (市)第68の2号	江別市清掃センター	工栄町	1.7ha
平成 9年 9月 4日廃止 (市)第 106号	江別市清掃センター	工栄町	1.7ha

卸売市場

都市計画決定告示年月日・番号	名 称	位 置	面 積
昭和37年 6月16日決定 (建)1274号	江別卸売市場	一番町	3,156㎡
平成17年 6月20日廃止 (市)第 95号	江別卸売市場	一番町	3,156㎡

と畜場

都市計画決定告示年月日・番号	名 称	位 置	面 積
昭和50年12月 2日決定 (市)第 42号	札幌総合食肉処理施設	角 山	11.3ha
平成15年 6月16日廃止 (市)第 83号	札幌総合食肉処理施設	角 山	11.3ha

火葬場

都市計画決定告示年月日・番号	名 称	位 置	面 積
昭和63年 8月16日決定 (市)第 24号	対雁火葬場	対 雁	7,800㎡
平成元年12月14日変更 (市)第 82号	江別市葬斎場	対 雁	7,800㎡

その他の都市施設

種 類	概 要
一団地の住宅施設	1ha以上の一団地における50戸以上の集団住宅とこれに付帯する通路などの施設です。 これは、良好な住環境を有する住宅の集団施設と、これに付随する公共・公益施設の総合的な整備を図ることを目的としています。
流通業務団地	流通業務市街地として整備するために定められた流通業務地区内において、地区全体の計画的かつ積極的な整備を図るため、集約的に配置・立地された倉庫、卸売店舗、トラックターミナルなどの流通業務施設などをいいます。
一団地の官公庁施設	行政の能率化と住民の利便並びに土地の高度利用を図るため、都市の特定の区域に集められる複数の官公庁施設です。 都市計画においては、それらを計画的に集中させる区域や面積などを定めています。

08 市街地開発事業

市街地開発事業は、一定の地域について地方公共団体などが公共施設の整備と宅地の開発とを一体的・総合的に進める事業です。

① 土地区画整理事業

土地区画整理事業の目的は、健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することとされています。

具体的には、一定の施行地区を対象に、換地、減歩等の手段を用い、土地の区画形質の変更及び道路、公園、広場等の公共施設の新設又は変更を行う、面的な広がりをもった整備事業です。

本市において施行された土地区画整理事業は次のとおりです。

(令和 6 年 12 月 31 日現在)

地 区 名		当初都市 計画決定 年 月 日	施 行 年 度	面 積 (ha)	事 業 費 (千円)	減歩率 (%)	公共用 地率 (%)	現 況
公 共 施 行	第 1	S19. 8.21	S19～24	74.2	228	22.7	27.2	緑町, 一番町, 王子
	野幌駅前	S26. 2.10	S28～32	55.0	12,667	26.1	31.3	野幌町, 野幌松並町, 野幌末広町
	火災復興	S28.11.16	S29～31	5.0	8,500	20.9	48.0	条丁目
	第 2	S19. 8.21	S32～36	33.9	13,508	26.8	29.8	弥生町, 一番町
	第 3	S36. 3. 9	S36～38	106.0	88,000	29.7	27.8	高砂町, 錦町, 向ヶ丘, 幸町
	東 郊	S39.11. 5	S39～45	39.0	202,456	28.5	44.8	東光町
	対 雁	S44. 5.12	S45～52	260.0	2,075,592	21.5	43.1	工栄町
	野幌駅周辺	H18. 6.20	H18～R1	10.6	8,203,944	12.4	40.2	野幌町, 東野幌本町, 野幌東町
計			8 地区	583.7				
組 合 施 行	新 野 幌	—	S43～51	40.5	205,000	32.3	35.3	文京台, 文京台南町
	野 幌	—	S46～54	39.3	530,084	34.0	25.6	東野幌本町, 野幌若葉町
	江 別 太	—	S47～57	75.5	1,972,045	41.1	27.8	東光町, あけぼの町, 朝日町
	新野幌第2	—	S50～62	61.3	3,035,504	40.2	27.6	文京台, 文京台東町, 文京台南町
	元 江 別	—	S55～62	56.8	3,248,854	48.4	25.5	元江別, 見晴台
	東西野幌	—	S57～H4	35.6	3,219,065	52.9	28.3	野幌若葉町, 緑ヶ丘, 東野幌本町
	元 野 幌	—	S57～H4	45.8	3,610,823	46.5	28.3	野幌美幸町, 野幌屯田町, 中央町, 野幌寿町
	豊 幌	—	S57～H2	19.8	1,175,488	69.4	30.3	豊幌美咲町
	見 晴 台	—	S62～H5	29.2	2,191,049	49.5	25.7	見晴台
	野 幌 南	—	H 2～ 6	12.8	1,457,384	52.5	30.4	緑ヶ丘
	東 江 別	—	H 4～19	35.3	4,575,161	67.2	32.0	萌えぎ野西, 萌えぎ野中央, 萌えぎ野東
	野 幌 東	—	H 4～11	23.0	2,420,513	52.5	34.0	あさひが丘
	豊幌中央	—	H 4～15	30.0	3,029,070	67.3	34.4	豊幌花園町, 豊幌はみんぐ町
	上江別南	—	H 5～22	72.7	9,783,130	69.3	38.1	ゆめみ野東町, ゆめみ野南町, 上江別南町, 上江別東町
	中 央	—	H 6～26	62.7	7,234,595	59.0	28.2	新栄台
	大 麻	—	H 9～20	18.1	3,786,553	65.8	31.8	大麻ひかり町
	計			16 地区	658.4			
個 人	若 葉	—	H 7～ 9	2.1	374,683	57.4	20.9	野幌若葉町
	大麻新町	—	H 9～11	3.4	444,872	50.1	28.4	大麻新町
	計			2 地区	5.5			
総 計			26 地区	1,247.6				

② 新住宅市街地開発事業

地区名	当初都市計画 決定年月日	施行者 (事業主体)	面積 (ha)	計画 戸数 (戸)	計画 人口 (人)	事業 年度	義務教育 施設数
大麻	S39.8.10	北海道	215.0	7,200	27,000	S39 ～ S46	小学校 3校 中学校 1校

09 開発許可制度

開発許可制度は、都市の周辺部における無秩序な市街化を防止し、適正な都市的土地利用の実現を図ること、また、都市計画区域内の開発行為について公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務づけるなど、良好な宅地水準を確保することを目的としています。

◎開発行為

開発行為は、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことです。本市において施行された居住用宅地の造成を主とした開発行為は次のとおりです。(市街地開発事業として行う開発行為を除く)

①北海道住宅供給公社施行

区分 地区別	事業 年度	土 地 利 用 内 訳					
		開発面積 (㎡)	宅 地 (㎡)	道 路 (㎡)	公 園 (㎡)	その他 (㎡)	公共用地 率 (%)
(A) 東大麻地区	S46 ～ S48	96,223	56,412	21,717	17,117	977	41.3
(B) 東大麻地区		84,264	60,171	21,514	2,579		27.9
(C) 東大麻地区		35,440	22,123	10,386	2,931		37.5
西大麻地区		19,867	14,362	4,776	629	100	27.7
東野幌地区		22,529	16,338	5,414	777		27.4
計		258,323	169,406	63,807	24,033	1,077	34.4
開発面積に対する率%		(100.00)	(65.58)	(24.70)	(9.30)	(0.42)	

注)計の下段()内の数値は、開発面積に対する割合(%)

②民間施行

(各年度末現在)

区分 完了年度	件数	開発面積 (㎡)	土 地 の 利 用 の 内 訳				宅 地 区画数
			宅 地 (㎡)	道 路 (㎡)	公 園 (㎡)	その他 (㎡)	
S41~45	26(22)	576,522	420,129	135,816	16,527	4,050	1,454
S46~50	62(1)	1,293,800	901,258	333,930	47,532	11,080	3,516
S51~55	30	329,636	224,508	90,517	13,624	986	1,001
S56~60	27	246,495	174,262	65,078	6,825	329	738
S61	4	27,075	20,552	6,523	0	0	90
S62	2	9,038	6,764	2,273	0	0	22
S63	5	27,576	22,120	5,456	0	0	85
H 1	4	17,007	11,656	5,247	104	0	51
H 2	10	63,826	54,679	9,114	0	33	178
H 3	18	126,425	99,475	25,771	1,179	0	327
H 4	13	288,805	217,480	64,227	5,225	1,873	724
H 5	12	49,474	43,507	5,437	530	0	83
H 6	9	115,296	91,064	21,967	2,243	21	278
H 7	9	268,627	184,129	61,399	10,012	13,086	688
H 8	2	6,544	3,974	2,570	0	0	20
H 9	5	26,044	19,412	6,025	607	0	87
H10	2	24,344	18,116	5,577	651	0	91
H11	2	4,362	2,894	1,469	0	0	14
H12	3	44,114	29,812	11,688	1,845	768	139
H13	6	23,820	18,600	4,926	294	0	70
H14	3	80,388	54,396	22,182	3,810	0	202
H15	1	8,999	7,690	1,309	0	0	32
H16	3	14,222	10,617	3,605	0	0	38
H17	4	8,923	6,642	2,281	0	0	22
H18	0	-	-	-	-	-	-
H19	1	2,440	1,897	543	-	-	9
H20	2	7,941	5,398	2,543	-	-	25
H21	1	2,900	1,981	919	-	-	7
H22	0	-	-	-	-	-	-
H23	0	-	-	-	-	-	-
H24	1	16,634	13,402	3,232	-	-	67
H25	3	31,801	22,763	7,187	1,245	607	77
H26	1	13,668	10,199	3,044	425	0	44
H27	3	33,981	26,356	7,456	152	17	101
H28	0	-	-	-	-	-	-
H29	3	12,583	11,119	1,464	-	-	21
H30	5	87,082	67,177	19,906	-	-	318
R 1	3	38,335	28,843	8,237	1,255	-	98
R 2	1	31,588	31,588	-	-	-	1
R 3	3	25,092	18,476	6,616	-	-	78
R 4	4	37,116	28,343	7,636	1,138	-	122
R 5	4	14,267	12,602	1,574	-	90	27
計	297(23)	4,036,790	2,923,880	964,745	115,223	32,940	10,945

※小数点第1位を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

※居住の用途で工事完了済の開発行為実績を示しています。

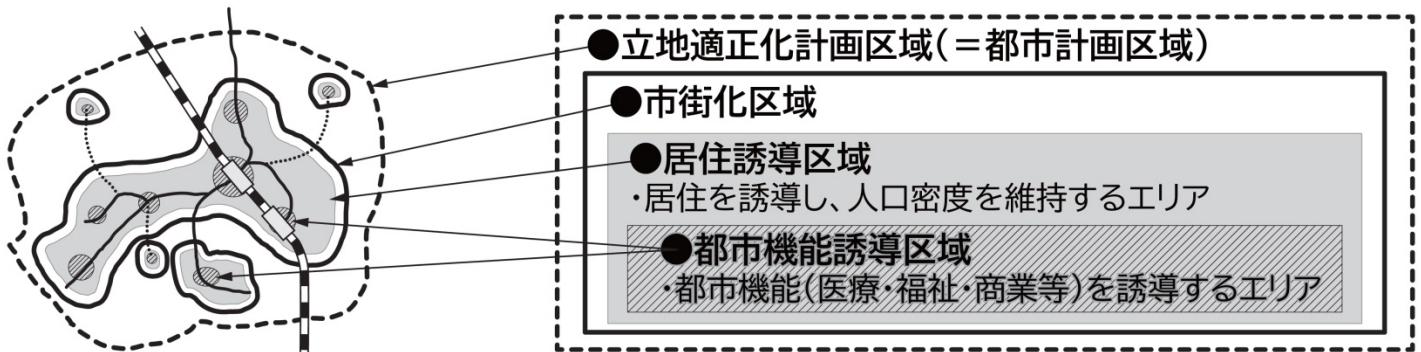
※上記の数値には、S45 の中途まで「住宅地造成事業に関する法律」により許可していた完了実績の数値を含んでいます。

※()書きの数値は、「住宅地造成事業に関する法律」に基づき施行され完了した件数であり内数となります。

10 江別市立地適正化計画

① 居住誘導区域・都市機能誘導区域

立地適正化計画は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えのもと、居住誘導区域や都市機能誘導区域などを設定し、医療、介護福祉、商業等の都市機能や居住のゆるやかな誘導を図ります。



立地適正化計画のイメージ図

② 誘導施設

誘導施設とは、医療・商業・福祉・行政機能など、居住者の共同の福祉や利便のために都市機能誘導区域に誘導すべき施設です。

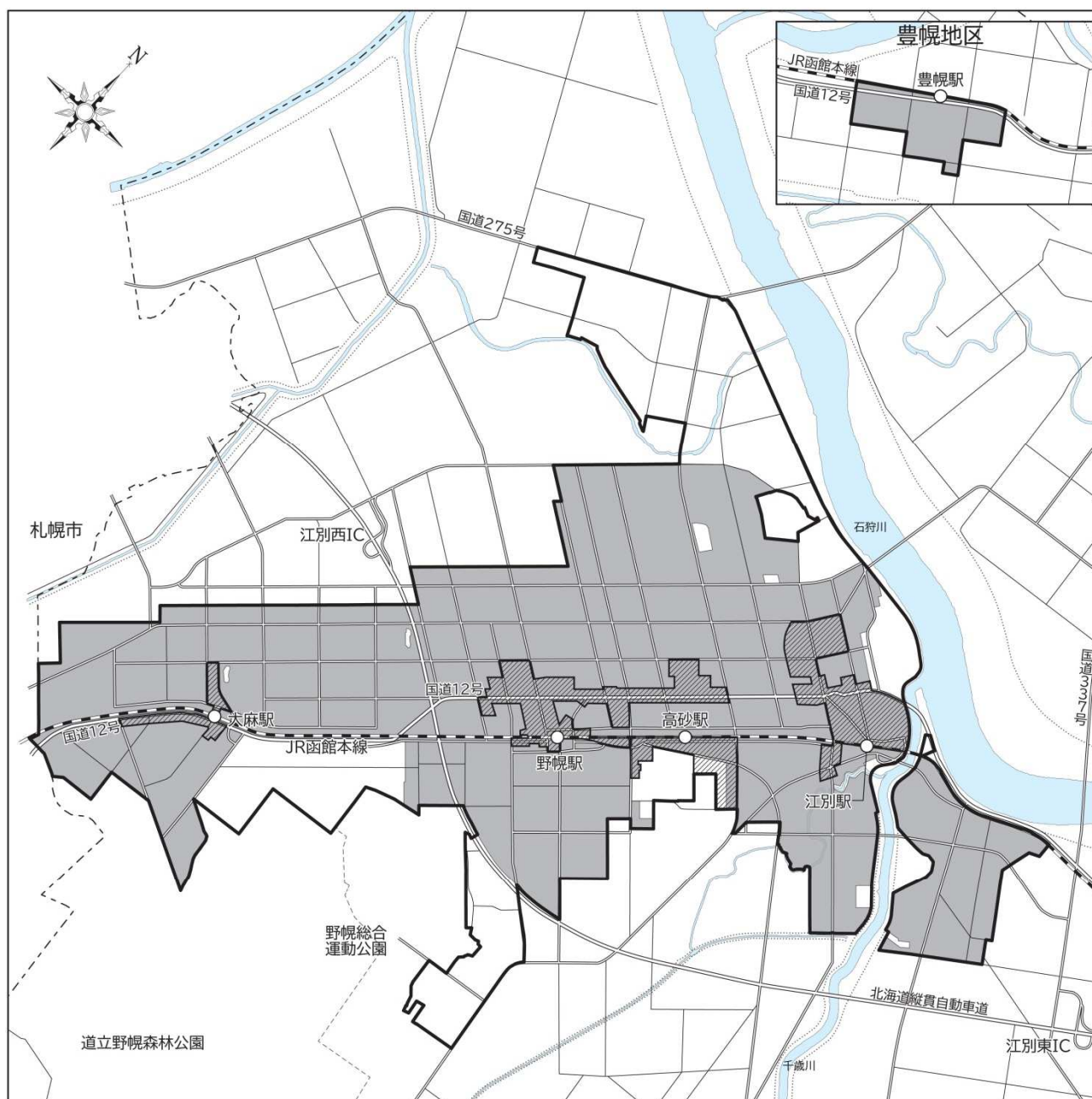
		誘導施設			
	機能	野幌駅周辺～高砂 (中心市街地)	江別駅周辺 (地区核)	大麻駅周辺 (地区核)	高砂駅周辺 (地域拠点)
(1)	複合機能	多機能が複合した施設			
(2)	行政機能	市役所本庁舎	－		－
		市役所窓口機能			
		警察署	－		
(3)	教育・文化・ スポーツ機能	図書館本館	図書館支所		－
		公民館・文化施設			
		体育施設			
(4)	商業機能	相当規模の商業集積			
(5)	介護福祉機能	地域包括支援センター			－
(6)	医療機能	病院・一定規模以上の診療所			
(7)	金融機能	銀行・信用金庫・農業協同組合・信用組合・労働金庫			

③ 届出制度

都市機能誘導区域内外や居住誘導区域内で、一定の行為を行おうとする場合には、行為に着手する30日前までに市長への届出が必要となります。

対象区域	届出対象行為	
都市機能誘導区域外	開発行為	□ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とした開発行為
	開発行為以外	□ 建築物の新築・改築・用途変更により誘導施設を有する建築物とする場合
都市機能誘導区域内	□ 都市機能誘導区域内に立地する誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	
居住誘導区域外	開発行為	□ 3戸以上の住宅建築を目的とした開発行為 □ 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とした開発行為で1,000㎡以上のもの
	開発行為以外	□ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 □ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

都市機能誘導区域・居住誘導区域図



— 凡 例 —	
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域
	市街化区域

江別市都市計画マスタープラン・江別市立地適正化計画の計画書については、市公式ホームページをご覧ください。

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/toshikeikaku/126083.html>



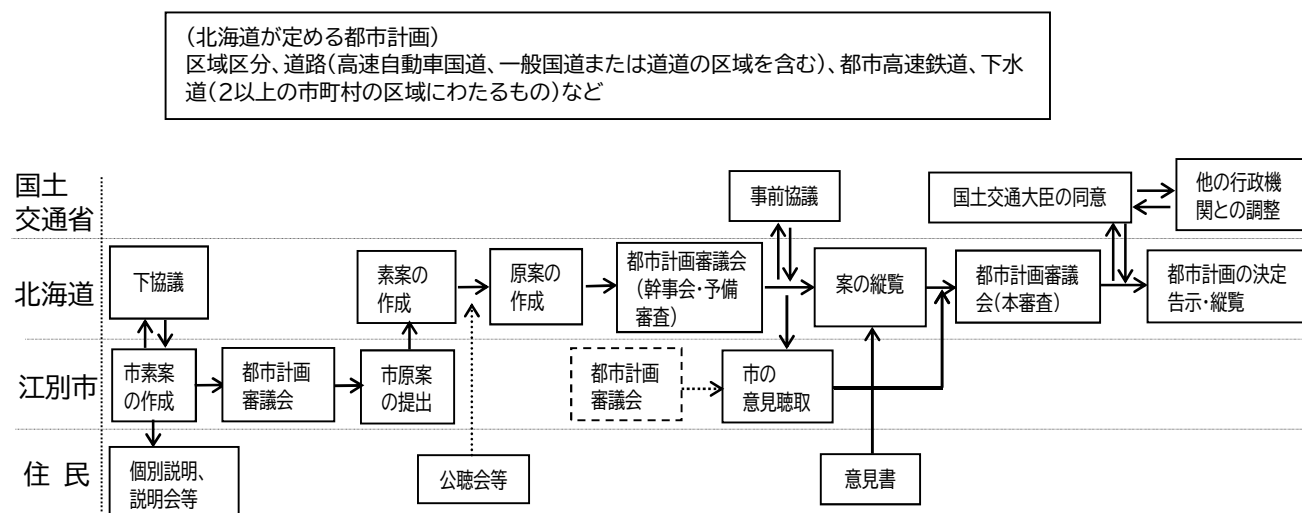
11 都市計画の決定手続き

都市計画の決定にあたっては、広域的かつ根幹的な都市計画については主に北海道が定め、それ以外の地域に密着した都市計画は江別市が定めます。都市計画は国や道などの関係機関と協議し、必要に応じ国土交通大臣または知事の同意等を経て決定します。

手続きのなかでは住民の方々などの意見を反映できるしくみがあり、都市計画を定める者(道または市)は案を2週間縦覧しており、住民の方々ほか利害関係のある方は、縦覧最終日までに意見書を提出することができます。提出された意見書の要旨は、道または市の都市計画審議会に提出され、その審議において重要な判断資料の一つとなります。

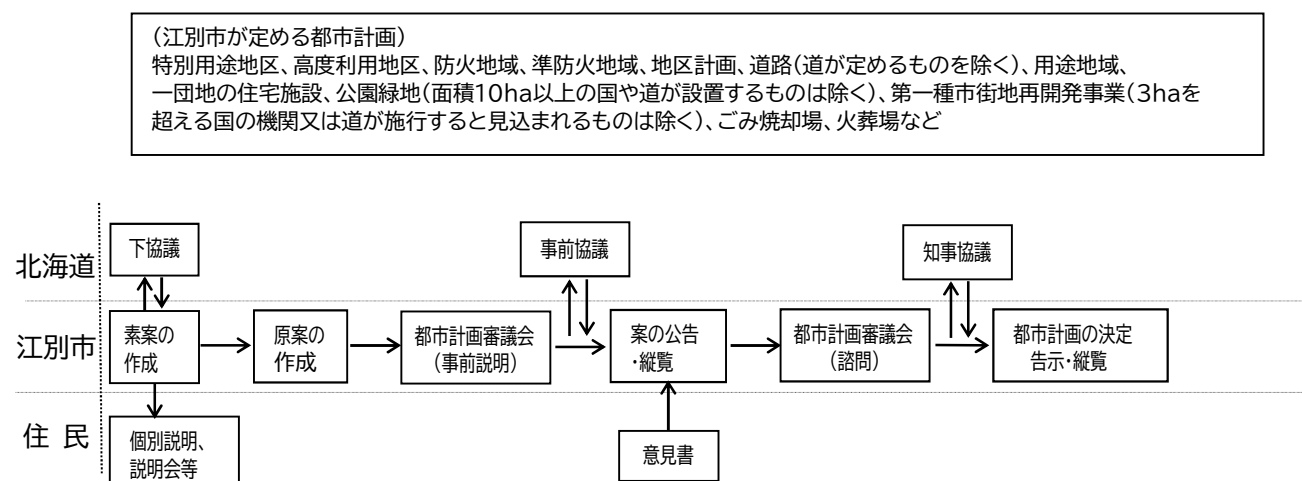
◇北海道が定める都市計画

道は、市が作成した原案をもとに、必要に応じて公聴会等を開催し、都市計画の案を作成します。次に道都市計画審議会(幹事会、予備審査)、市の意見聴取などを行い、案の縦覧を行います。その後、案(意見書が提出された場合はその要旨を添えて)を道都市計画審議会(本審査)に付議し、必要に応じて国土交通大臣の同意を得て、道が都市計画の決定告示を行います。



◇江別市が定める都市計画

市は、素案を作成し、必要に応じて説明会の開催や個別説明などを行ったうえで、関係行政機関と協議調整を行い、原案を作成します。次に原案を市都市計画審議会に事前説明し、道に事前協議を行います。その後、案の縦覧を行い、意見書が提出された場合はその要旨を添えて市都市計画審議会に諮問(付議)し、必要に応じて北海道知事の協議を経て、市が都市計画の決定告示を行います。



12 江別市都市計画審議会

江別市都市計画審議会は、都市計画に関する事項を調査または審議するために設置されている機関で、江別市決定の都市計画については都市計画法により議を経ることが義務付けられているほか、北海道が決定する都市計画において江別市の原案を作成するため議を経ることとしています。

審議会の組織、定員、議事などについては条例で定められています。

審議会委員	20名以内（任期2年）	（学識経験のある者 6名以内 市議会議員 5名以内 市民又は関係団体の代表 5名以内 関係行政機関の職員 4名以内）
開催回数	令和 4年度 2回 令和 5年度 4回 令和 6年度 1回	
審議会の公開	公開（議事内容によっては、非公開の場合あり。）	
議事録の公開	市役所情報公開コーナー及びホームページで公開 （議事内容によっては、非公開の場合あり。）	

13 都市計画提案制度

都市計画提案制度とは、地域のまちづくりに対する取組を今後の都市計画に積極的に取り込んでいくため、土地所有者の方などが都市計画について提案することができる制度です。

■提案できる方

- (1)土地の所有者、借地権者など
- (2)まちづくりNPO法人
- (3)営利を目的としない法人
- (4)まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体 など

■提案の要件

- (1)5,000平方メートル以上のまとまった土地であること
- (2)都市計画に関する法令上の基準に適合していること
- (3)土地所有者などの2/3以上の同意(人数および面積)を得ていること

■提案できる都市計画の種類

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの方針を除く都市計画全てが対象です。
ただし、江別市に提案できる都市計画は、江別市が定めることができるものです。

■提案に必要な書類

- (1)提案書
- (2)提案資格を有することを証する書類
- (3)都市計画の素案
- (4)提案に係る事業実施の書面(事業実施の場合)
- (5)土地所有者等の同意を得たことを証する書類
- (6)提案の判断に関する書類
 - 1)土地所有者及び周辺住民等への説明に関する資料
 - 2)周辺環境への検討に関する資料
 - 3)事業の検討に関する資料
- (7)その他必要に応じて資料などの提出を求める場合があります

江別市では、都市計画制度や提案制度を市民の皆様にご理解していただき、手続を円滑に進めるために事前相談を行っています。

14 都市計画決定の経過

年次	西暦	都市計画の経過	主な出来事
慶応 3年	1867		・立花由松、対雁に移住
明治 4年	1871		・対雁村設置
5年	1872		・対雁街道(札幌偕楽園～対雁)開通
6年	1873		・榎本武揚、対雁に農場を開設
9年	1876		・樺太アイヌ、対雁に強制移住
11年	1878		・第1次江別屯田兵入地 ・江別村設置
12年	1879		・対雁駅通所開設
13年	1880		・対雁村に江別、対雁両村戸長役場設置
14年	1881		・第1次篠津屯田兵入地 ・篠津村設置
15年	1882		・幌内鉄道(手宮～幌内)全通、江別駅開業
17年	1884		・石狩川定期航路就航 ・第2次江別屯田兵入地
18年	1885		・第3次江別屯田兵、第2次篠津屯田兵、第1次野幌屯田兵入地
19年	1886		・江別村に戸長役場を移設 ・第4次江別屯田兵、第3次篠津屯田兵、第2次野幌屯田兵入地 ・北越殖民社江別太(越後村)に試墾入植
20年	1887		・江別屯田兵村番外地を造成開始
21年	1888		・月形～篠津街道開通
22年	1889		・篠津村戸長役場廃止 ・白石街道(厚別～1番通)完成 ・幌内鉄道野幌駅開業
23年	1890		・北越殖民社、野幌に入植
27年	1894		・重兵衛渡し渡船開始
29年	1896		・篠津村より新篠津村分村
30年	1897		・江別市街地大火
32年	1899		◇耕地整理法公布(昭和24年廃止) ・新江別市街造成
34年	1901		・幌向村の南6線以北を江別村に編入
37年	1904		・人力軌道石狩川線敷設
39年	1906		・二級町村制施行(江別、対雁、篠津の3村合併し、江別村とする)
41年	1908		・富士製紙第5工場操業開始(現王子エフテックス(株)江別工場)
42年	1909		・一級町村制施行 ・江別～野幌間鉄道複線化開通
大正 2年	1913		・白石村との境界線一部変更
5年	1916		・町村制施行、江別町となる (16,732人、2,389戸)
8年	1919	◇都市計画法(旧法)公布(昭和43年廃止)	◇市街地建築物法公布(昭和25年廃止)
9年	1920		・第1回国勢調査(18,992人、3,453世帯) ・石狩大橋(旧)完成
10年	1921		・野幌原始林の一部(320.5ha)、特別天然記念物に指定
14年	1925		・第2回国勢調査(17,553人、3,340世帯)

年次	西暦	都市計画の経過	主な出来事
昭和 2年	1927		・ 石狩川定期航路休航 ・ 江当軌道開業
5年	1930		・ 第3回国勢調査(19,633人、3,555世帯) ・ 夕張鉄道(栗山～野幌)開業
8年	1933	◇都市計画法一部改正(法の適用を市及び指定町村に拡大)	・ 石狩川対雁新水路完成
9年	1934		・ 札沼線の開通により江当軌道廃業
10年	1935		・ 第4回国勢調査(21,457人、3,669世帯) ・ 江別町全地域の町名地番改正 ・ 江別大橋完成 ・ 大日本電力江別火力発電所の設立
12年	1937		・ 初の道路舗装工事(江別駅～江別橋)施工
13年	1938		・ 石狩川巴農場新水路完成
15年	1940		・ 第5回国勢調査(19,759人、3,458世帯)
16年	1941		・ 豊平川新水路完成
19年	1944	・ 江別都市計画区域の決定 ・ 第一土地区画整理の決定(第二土地区画整理事業区域を含む)	・ 江別都市計画第一土地区画整理第一工区事業着手(初の都市計画事業)
20年	1945		・ 元江別に飛行場完成
22年	1947		・ 第6回国勢調査(28,815人、5,367世帯) ・ 対雁に引揚者住宅建築開始
24年	1949	・ 公園の決定～(新)飛鳥山公園	・ 町名変更(元江別の一部→緑町、一番町)
25年	1950		◇建築基準法公布 ・ 第7回国勢調査(31,647人、5,670世帯)
26年	1951	・ 野幌駅前土地区画整理の決定(55ha)	・ 篠津総合開発事業着手
28年	1953	・ 火災復興土地区画整理の決定(5ha)	・ 野幌駅前土地区画整理事業着手 ・ 江別大火、火災復興事業着手
29年	1954	・ 道路の決定～(新)公園通、国道12号線、兵村3丁目道路、旭通、白樺通、2番通(野幌地区)、兵村8丁目道路、学校通、中央通、江別長沼線、会社通、兵村7丁目道路、1番通(緑町)、3番通(緑町)	◇土地区画整理法公布 ・ 市制施行、江別市となる(34,359人、6,117世帯) ・ 江別橋架橋
30年	1955		・ 第8回国勢調査(35,185人、6,346世帯) ・ 札幌市との境界一部変更
31年	1956		・ 国鉄豊幌駅開業 ・ 上水道創業事業開始、浄水場通水
32年	1957	・ 道路の変更～(新)兵村4丁目道路、兵村5丁目道路、南1条通、2番通(江別地区)、(変)国道12号線、白樺通	・ 町名変更(元野幌の一部→野幌町／福移の全部→角山)
33年	1958		・ 都市公園条例制定 ・ 第二土地区画整理事業着手
34年	1959		・ 国鉄バス(江別駅前～対雁)初運行 ・ 町名変更(篠津の一部→中島)
35年	1960		・ 第9回国勢調査(37,396人、7,524世帯) ・ 江別ガス創立(現旭川ガス㈱江別支社)
36年	1961	・ 道路の変更～(新)新栄通、(変)兵村5丁目道路、(廃)兵村7丁目道路 ・ 第三土地区画整理事業の決定(106ha)	・ 江別市総合建設計画スタート ・ 第三土地区画整理事業着手 ・ 江別駅前通、道道中央通舗装完成 ・ 町名変更(元江別の一部→一番町、弥生町)
37年	1962	・ 卸売市場の決定(3.2ha)	

年次	西暦	都市計画の経過	主な出来事
昭和38年	1963		・町名変更(元江別の一部→高砂町、向ヶ丘／元野幌の一部→錦町、幸町)
39年	1964	・用途地域の決定～当初決定 ・道路の変更～(新)3番通(大麻地区)、2番通(大麻地区)、大麻14丁目通、大麻駅前通、(変)国道12号線 ・道路の変更～(新)江別恵庭線、11丁目通、南町大通、(変)国道12号線、新栄通、兵村3丁目道路、江別長沼線、兵村4丁目道路、南1条通、3番通、2番通、白樺通、1番通(緑町)、学校通、(廃)1番通 ・公園の変更～(新)大麻東公園、錦町公園 ・下水道の決定 ・東郊土地区画整理事業の決定(39ha) ・大麻新住宅市街地開発事業の決定(215ha)	・江別市を含む道央地区、新産業都市に指定(平成13年制度廃止) ・大麻団地造成開始 ・町名変更(上江別の一部→東野幌／元野幌の一部→幸町／元江別の一部→高砂町)
40年	1965	・用途地域の変更～大麻地区の一部 ・道路の変更～(変)兵村8丁目道路、大麻駅前通	・第10回国勢調査(44,510人、10,570世帯) ・東郊土地区画整理事業着手 ・大麻団地で市内初の公共下水道使用開始 ・町名変更(大麻の一部→大麻西町、大麻扇町、大麻沢町、大麻宮町、大麻中町、大麻高町、大麻東町、大麻園町／元野幌の一部→晴美町、南樹町)
41年	1966	・公園の変更～(変)大麻中央公園 ・下水道の変更	・市役所新庁舎新築移転 ・国鉄大麻駅開業
42年	1967		・土地地区画整理条例制定
43年	1968	◇都市計画法(新法)公布 ・用途地域の変更～西野幌地区、対雁地区、元江別地区の一部 ・道路の変更～(変)兵村8丁目道路(駅前広場を新設)(廃)旭通 ・公園の変更～(変)大麻西公園 ・下水道の変更	・新野幌土地地区画整理組合設立認可 ・野幌原始林、道立自然公園に指定 ・新石狩大橋完成 ・国鉄の電化完成 ・町名の字名廃止
44年	1969	・札幌圏都市計画区域の指定 ・道路の変更～(変)兵村5丁目道路 ・公園の変更～(新)泉の沼公園 ・対雁土地地区画整理事業の決定(260ha)	
45年	1970	・市街化区域及び市街化調整区域の決定～当初決定 ・用途地域の変更～市街化区域及び市街化調整区域の決定に伴う変更、旧東野幌地区、旧西野幌地区、大麻団地の一部 ・高度地区の決定～大麻団地の一部 ・道路の変更～(変)3番通 ・公園の変更～(変)飛鳥山公園	・第11回国勢調査(63,762人、17,223世帯) ・対雁土地地区画整理事業着手 ・農業振興地域指定 ・町名変更(江別太の一部→東光町)
46年	1971	・特別用途地区(文教地区)の決定(347ha) ・道路の変更～(変)兵村5丁目道路、江別恵庭線 ・公園の変更～(新)さふらん公園、なでしこ公園、のぎく公園、あやめ公園 ・下水道の変更	・江別市第2期総合建設計画策定 ・野幌土地地区画整理組合設立認可 ・野幌駅前広場完成 ・重兵衛渡し渡船廃止

年次	西暦	都市計画の経過	主な出来事
昭和47年	1972	・道路の変更～(変)2番通、3番通 ・公園の変更～(新)とうこう公園 ・汚物処理場の決定～江別市清掃センター(1.7ha) ・ごみ処理場の決定～江別市清掃センター(5.1ha)	・江別太土地区画整理組合設立認可
48年	1973	・用途地域の変更～全面変更(4用途地域→8用途地域) ・準防火地域の決定(74.3ha) ・道路の変更～全面変更(新)角山通、対雁中通、4番通、文教通、1号線、対雁通、鉄東線、大麻13丁目通、中原通、早苗別通、あけぼの通、鉄西線、市街地東光通、(変)札幌・江別通、4丁目通、3番通、南大通、白樺通、5丁目通、江別恵庭線、公園通、2番通、大麻14丁目通、大麻駅前通、新栄通、3丁目通、江別長沼線、11丁目通、5条1丁目通、8丁目通、(廃)中央通、会社通 ・公園の変更～全面変更：(新)わらべ公園、(変)白樺公園、旭公園、双葉公園、若草公園、かわなか公園、弥生公園、みずほ公園、つばめ公園、ひばり公園、こまどり公園、ほほじろ公園、すみれ公園、あじさい公園、らいらつく公園、錦町公園、大麻東公園、大麻西公園、泉の沼公園、大麻中央公園、飛鳥山公園	・土地開発公社設立 ・町名変更(西野幌の一部→文京台)
49年	1974		・町名変更(元野幌の一部→大麻栄町、大麻新町、大麻泉町／晴美町→大麻晴美町／南樹町→大麻南樹町)
50年	1975	・公園の変更～(新)くるみ公園、しゃくなげ公園、かしわ公園、すずかけ公園、どんぐり公園 ・下水道の変更 ・と畜場の決定～札幌総合食肉処理施設(11.3ha)	・第12回国勢調査(77,624人、22,971世帯) ・新野幌第二土地区画整理組合設立認可 ・夕張鉄道全線廃止 ・町名変更(東野幌の一部→東野幌本町／西野幌の一部→野幌若葉町／緑町の一部→王子)
51年	1976	・公園の変更～(新)元江別公園、うつぎ公園、こりんご公園 ・緑地の決定～(新)石狩川河川敷緑地、湯川緑地	・国道12号江別バイパス完成 ・町名変更(江別太の一部→東光町、朝日町、あけぼの町)
52年	1977	・公園の変更～(新)かつら公園、さつき公園、ぽぶら公園、みずき公園、まゆみ公園、かえで公園、からまつ公園、つばき公園 ・下水道の変更	

年次	西暦	都市計画の経過	主な出来事
昭和53年	1978	- 市街化区域及び市街化調整区域の変更～第1回全面見直し：江別太、あけぼの町、上江別、東野幌、西野幌、大麻、元野幌、豊幌、角山の各一部 - 用途地域の変更～市街化区域編入地区 - 準防火地域の変更(73.9ha) - 道路の変更～(新)豊幌大通、豊幌4号通、(変)角山通、白樺通、対雁中通、4番通、1号線、新栄通、対雁通、早苗別通、8丁目通	- 江別市総合計画決定 - 町名変更(対雁、角山、元江別の一部→工栄町)
54年	1979	- 用途地域の変更～全面見直し - 文教地区の変更(330ha) - 高度地区の廃止 - 準防火地域の変更(87.0ha) - 下水道の変更 - ごみ焼却場の決定～江別市清掃センター(5.1ha) - ごみ処理場の廃止～江別市清掃センター	- 石狩大橋(新)完成 - 東光橋完成 - 町名変更(上江別の一部→上江別東町、上江別西町、上江別南町)
55年	1980	◇都市計画法一部改正(地区計画制度の導入) - 道路の変更～(変)市街地東光通 - 公園の変更～(新)くりのき公園、はるにれ公園、のぼら公園 - 下水道の変更	- 第13回国勢調査(86,349人、28,513世帯) - 元江別土地区画整理組合設立認可 - 江別橋解体撤去 - 町名変更(元野幌と野幌町の一部→野幌松並町、野幌末広町／元野幌の一部→野幌住吉町、野幌代々木町)
56年	1981	公園の変更～(新)野幌総合運動公園	町名変更(西野幌の一部→文京台東町／西野幌と文京台の一部→文京台南町／東野幌の一部→野幌東町／元江別の一部→牧場町、元町／元江別と一番町の一部→若草町／対雁の一部→緑町)
57年	1982	- 公園の変更～(新)上江別南町公園、野幌末広町公園、文京台南町公園、はなのき公園、ふじのき公園、ならのき公園、ゆりのき公園、(変)すみれ公園 - 緑地の変更～(変)石狩川河川緑地 - 下水道の変更	- 東西野幌土地区画整理組合設立認可 - 元野幌土地区画整理組合設立認可 - 町名変更(元江別の一部→元江別本町、向ヶ丘／元野幌の一部→中央町、錦町／江別太の一部→豊幌)
58年	1983	- 都市計画道路の変更～(新)野幌総合運動公園通、(変)白樺通、江別恵庭線 - 下水道の変更	- 豊幌土地区画整理事業(59年に個人施行から組合施行に移行)認可 - 北海道縦貫自動車道開通
59年	1984		町名変更(元野幌の一部→大麻、大麻北町)
60年	1985	- 市街化区域及び市街化調整区域の変更～第2回全面見直し：元江別地区、野幌南地区、上江別西町地区 - 用途地域の変更～市街化区域編入地区 - 公園の変更～(新)湯川公園、大麻新町公園、元江別第二公園 - 緑地の変更～(新)大麻第一緑地、(廃)湯川緑地	- 第14回国勢調査(90,328人、30,431世帯) - 江別市新総合計画スタート - RTN構想スタート - 町名変更(大麻の一部→大麻元町／西野幌の一部→文京台緑町・野幌若葉町、文京台)

年次	西暦	都市計画の経過	主な出来事
昭和61年	1986	・用途地域の変更～全面見直し ・準防火地域の変更(129ha) ・道路の変更～(新)野幌グリーンモール ・公園の変更～(新)さくら公園、(変)野幌総合運動公園	・国鉄高砂駅、野幌駅南口開業 ・王子製紙専用鉄道廃止 ・町名変更(元江別の一部→見晴台／東野幌の一部→東野幌町／西野幌の一部→文京台)
62年	1987	・市街化区域及び市街化調整区域の変更～保留解除：西野幌地区 ・用途地域の変更～市街化区域編入地区 ・下水道の変更	・国鉄大麻駅南口開業 ・町名変更(元野幌の一部→野幌寿町、野幌屯田町、野幌美幸町)
63年	1988	・緑地の変更～1緑地新設 ・下水道の認可区域の変更(1,973.2ha) ・火葬場の決定～対雁火葬場(0.78ha)	・見晴台土地区画整理組合設立認可 ・町名変更(東野幌と西野幌の一部→緑ヶ丘／東野幌の一部→東野幌本町／西野幌の一部→野幌若葉町)
平成元年	1989	・道路の変更～(新)江別インター線、(変)8丁目通 ・公園の変更～(変)見晴台公園(大麻第二公園から改称) ・下水道の変更 ・火葬場の変更～江別市葬祭場に名称変更	・北電専用鉄道廃止
2年	1990	・緑地の変更～(新)こりんご緑地、野幌開村緑地、錦山緑地 ・下水道の変更	・第15回国勢調査(97,201人、34,421世帯) ・野幌南土地区画整理組合設立認可 ・町名変更(元野幌の一部→中央町、野幌寿町、野幌屯田町、野幌美幸町)
3年	1991	・市街化区域及び市街化調整区域の変更～第3回全面見直し：RTN地区、東野幌1号線東地区、豊幌中央地区、江別東IC周辺地区 ・用途地域の変更～市街化区域編入地区 ・道路の変更～(新)リサーチパーク通、東野幌通、豊幌3号通、豊幌5号通、(変)南大通、江別恵庭線、1号線、江別長沼線、中原通、豊幌大通 ・公園の変更～(新)豊幌公園、江別太公園 ・下水道の変更	・人口10万人達成 ・北電江別発電所閉所 ・町名変更(元江別の一部→見晴台)
4年	1992	◇都市計画法一部改正(8用途地域→12用途地域) ・市街化区域及び市街化調整区域の変更～保留解除：対雁地区 ・用途地域の変更～市街化区域編入地区、全面見直し ・特別工業地区の決定(28ha) ・道路の変更～(変)江別恵庭線 ・公園の変更～(新)野幌屯田町公園、まきば公園 ・緑地の変更～(新)緑ヶ丘緑地 ・下水道の変更 ・地区計画の決定～対雁地区(22.4ha)	・東江別土地区画整理組合設立認可 ・野幌東土地区画整理組合設立認可 ・町名変更(東野幌、西野幌の一部→緑ヶ丘)

年次	西暦	都市計画の経過	主な出来事
平成 5年	1993	・市街化区域及び市街化調整区域の変更～保留解除：上江別南地区 ・用途地域の変更～市街化区域編入地区 ・道路の変更～(新)上江別1号通、(変)早苗別通 ・公園の変更～(新)上江別公園 ・下水道の変更 ・地区計画の変更～対雁地区	・豊幌中央土地区画整理組合設立認可 ・上江別南土地区画整理組合設立認可
6年	1994	・市街化区域及び市街化調整区域の変更～保留解除：元野幌地区 ・用途地域の変更～市街化区域編入地区、地区計画決定地区 ・道路の変更～(新)元江別中央通、見晴台1号通、(変)新栄通 ・下水道の変更 ・地区計画の決定～野幌東地区(23.5ha)、上江別南地区(79.1ha)、東江別地区(38.4ha)	・新総合計画後期基本計画「えべつ21 15万人都市プラン」策定 ・中央土地区画整理組合設立認可
7年	1995		・第16回国勢調査(115,495人、42,856世帯) ・若葉土地区画整理事業認可(個人施行) ・町名変更(対雁の一部→いずみ野)
8年	1996	・用途地域の変更～全面変更(8用途地域→12用途地域) ・準防火地域の変更(168ha) ・下水道の変更 ・地区計画の決定～中央地区(69.1ha)、豊幌中央西地区(16.1ha)、豊幌中央東地区(13.6ha) ・地区計画の変更～対雁地区、野幌東地区、上江別南地区、東江別地区	・町名変更(対雁の一部→いずみ野)
9年	1997	・市街化区域及び市街化調整区域の変更～保留解除：大麻地区 ・用途地域の変更～市街化区域編入地区 ・道路の変更～(新)10丁目通、16丁目通 ・下水道の変更 ・汚物処理場の廃止～江別市清掃センター ・ごみ焼却場の変更～江別市清掃センター(6.8ha)	・大麻新町土地区画整理事業認可(個人施行) ・大麻土地区画整理組合設立認可
10年	1998	・市街化区域及び市街化調整区域の変更～第4回全面見直し：保留地区のみ ・道路の変更～(変)鉄東線 ・緑地の変更～(新)野幌南緑地、野幌台地斜面緑地、中央緑地	・町名変更(東野幌の一部→あさひが丘)
11年	1999	・市街化区域及び市街化調整区域の変更～保留解除：江別太地区 ・用途地域の変更～市街化区域編入地区 ・下水道の変更 ・地区計画の決定～江別太地区(4.5ha)	

年次	西暦	都市計画の経過	主な出来事
平成12年	2000	・市街化区域及び市街化調整区域の変更～保留解除：元江別地区 ・用途地域の変更～市街化区域編入地区、地区計画決定地区 ・道路の変更～(新)兵村4丁目通、(変)元江別中央通 ・下水道の変更 ・ごみ焼却場の変更～江別市新清掃センター(7.4ha) ・地区計画の決定～大麻16丁目地区(18.1ha)、元江別中央地区(4.9ha) ・地区計画の変更～いずみ野・元江別地区(44.0ha)	・第17回国勢調査(123,877人、47,658世帯) ・町名変更(豊幌の一部→豊幌花園町・豊幌美咲町・豊幌はみんぐ町)
13年	2001	・道路の変更～(変)元江別中央通、兵村4丁目通を除く全路線(車線数の決定) ・公園の変更～(新)はすかつぶ公園	・JR高砂駅新駅舎完成 ・町名変更(江別太の一部→あけぼの町)
14年	2002	・用途地域の変更～法改正に伴う建蔽率の指定 ・公園の変更～(新)東野幌総合公園、(変)大麻中央公園、泉の沼公園	・町名変更(上江別の一部→上江別東町、上江別南町、朝日町、ゆめみ野東町、ゆめみ野南町)
15年	2003	・ごみ焼却場の変更～江別市環境クリーンセンターに名称変更 ・ごみ焼却場の廃止～江別市清掃センター ・その他の処理施設の決定～江別市リサイクルセンター(6.8ha) ・と畜場の廃止～札幌総合食肉処理施設	・町名変更(江別太の一部→萌えぎ野西、萌えぎ野中央、萌えぎ野東)
16年	2004	・江別市都市計画マスタープラン策定 ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定～当初決定 ・区域区分の変更～第5回全面見直し：変更地区なし	・第5次江別市総合計画策定
17年	2005	・卸売市場の廃止～江別卸売市場	・第18回国勢調査(125,601人、50,425世帯) ・美原大橋完成 ・道央圏連絡道路(国道337号)美原バイパス開通
18年	2006	・用途地域の変更～江別駅前地区、上江別東町地区、大麻中町地区、野幌美幸町地区 ・準防火地域の変更(171ha) ・道路の変更～(新)野幌駅南通、旭通、若葉通、高砂地下歩道、(変)札幌・江別通、南大通、白樺通、1号線(駅前広場を決定)、鉄東線、中原通、鉄西線(駅前広場を決定)、8丁目通 ・都市高速鉄道の変更～(新)北海道旅客鉄道株式会社函館本線(4,490m) ・公園の変更～(変)東野幌総合公園 ・野幌駅周辺土地区画整理事業の決定(10.6ha)	・「江別の顔づくり事業」都市計画決定 ・町名変更(大麻の一部→大麻ひかり町、大麻桜木町)

年次	西暦	都市計画の経過	主な出来事
平成19年	2007	・江別市都市計画マスタープラン変更 ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 ・区域区分の変更～随時変更：上江別高台地区 ・用途地域の変更～市街化区域編入地区 ・道路の変更～(新)江南通、大麻インター線、(変)江別インター線 ・下水道の変更 ・地区計画の決定～上江別高台地区(11.5ha)	・江別市、新篠津村合併協議会設置 ・江別駅前民間再開発事業、商業業務棟及び福祉棟完成
20年	2008	・用途地域の変更～中原通沿道地区 ・道路の変更～(変)南大通 ・公園の変更～(変)さくら公園 ・地区計画の変更～上江別南地区、上江別高台地区	・JR野幌駅周辺鉄道高架橋工事本格着工 ・江別市、新篠津村合併協議会解散 ・町名変更(元野幌の一部→新栄台)
21年	2009		・第5次江別市総合計画後期基本計画策定
22年	2010	・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更～第1回定時見直し ・区域区分の変更～第6回全面見直し：地形地物による変更 ・用途地域の変更～区域区分による変更 ・下水道の変更～対雁雨水調整池の変更 ・地区計画の変更～いずみ野・元江別地区	・第19回国勢調査(123,722人、51,170世帯) (戦後初めて江別市の人口が減少) ・土地開発公社解散
23年	2011	・道路の変更～(変)南大通 ・公園の変更～(変)東野幌総合公園 ・地区計画の変更～野幌東地区	・JR野幌駅周辺鉄道高架開業 ・道央圏連絡道路(国道337号)美原道路区間開通
24年	2012	◇都市計画法一部改正(都市計画の決定権者の変更)	
25年	2013	・用途地域の変更～JR函館本線沿線地区、野幌町地区 ・準防火地域の変更(171ha)	・JR野幌駅新駅舎完成 ・町名変更(元野幌の一部→大麻泉町)
26年	2014	・江別市都市計画マスタープラン見直し～江別市都市計画マスタープラン2014【改訂版】	・えべつ未来づくりビジョン<第6次江別市総合計画>策定 ・野幌駅北口駅前広場完成
27年	2015		・第20回国勢調査(120,636人、51,983世帯)
28年	2016	・用途地域の変更～野幌駅南通沿道地区 ・地区計画の決定～大麻地区(8.2ha)	
29年	2017	◇都市計画法一部改正(12用途地域→13用途地域)	
30年	2018		・町名変更(西野幌の一部→野幌若葉町)
31年 令和元年	2019	・用途地域の変更～野幌駅南口地区 ・準防火地域の変更(172ha) ・地区計画の決定～大麻元町地区(3.5ha) ・地区計画の変更～いずみ野・元江別地区、江別太地区、上江別高台地区	・えべつ未来づくりビジョン<第6次江別市総合計画>改訂版策定 ・野幌駅南口駅前広場完成

年次	西暦	都市計画の経過	主な出来事
令和 2年	2020	・用途地域の変更～大麻南樹町地区	・南大通大橋完成 ・第21回国勢調査(121,056人、53,977世帯)
3年	2021	・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更～第2回定時見直し ・区域区分の変更～第7回全面見直し：地形地物による変更 ・用途地域の変更～区域区分による変更 ・下水道の変更～区域区分による変更 ・道路の変更～(変)角山通、対雁中通、対雁通	
4年	2022	・道路の変更～(変)対雁通、豊幌大通、3丁目通、元江別中央通、(廃)豊幌4号通 ・公園の変更～(変)東野幌総合公園	・「江別の顔づくり事業」整備完了 ・国道275号 新石狩大橋（新橋）の供用開始
6年	2024	・江別市都市計画マスタープラン見直し～江別市都市計画マスタープラン2024 ・江別市立地適正化計画策定 ・道路の変更～(変)角山通、5丁目通、対雁中通、対雁通 ・その他の処理施設の変更～江別市リサイクルセンター(6.6ha)	・えべつ未来づくりビジョン＜第7次江別市総合計画＞策定 ・江別市、北海道旅客鉄道株式会社、生活協同組合コープさっぽろの3者により、魅力あるまちづくりに関する連携協定締結



第3回えべつ都市景観フォトコン入賞作品—いいね！賞—

江別の都市計画 —City planning for EBETSU—

2025年3月発行

お問い合わせ

江別市 企画政策部 都市計画課 計画係

T E L : (011) 381-1038

E-mail : tosikei@city.ebetsu.lg.jp